

# 真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画

真鶴町

社会福祉法人 真鶴町社会福祉協議会



平成 29 年 3 月

# 真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画

真鶴町

社会福祉法人 真鶴町社会福祉協議会

平成 29 年 3 月

## はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、生活形態や価値観の多様化などにより、生活環境が変化する中、地域での住民同士のつながりや近所づきあいが希薄となり、そのためみんなで支え合い、分かち合う精神がより一層大切になってきております。



また、地域社会の変化とともに、高齢者や子育てをめぐる様々な生活課題は一層多様化・複雑化し、これまでの個別の福祉制度の対応では、年代を問わない人々の孤立化や社会的弱者への虐待などの課題に十分に答えられない状況が生じております。

神奈川県において高齢化が最も進む当町では、いわゆる「家」に住むのではなく『まち』に住むという発想のもと、認知症や障がいなど様々な課題があったとしても、地域で孤立せず最後まで安心して暮らせる地域づくりに取り組むため、このたび、生活支援と医療・介護支援を両輪とし、町、社会福祉協議会、国保診療所が相互に連携・協力していくための「真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を三位一体計画として策定いたしました。

地域が一つにまとまり、互いに助け合うためには、日常の生活における町民同士のあいさつや声かけなど、日頃からの何気ない交流が大切です。そして、地域で何らかの支援を必要としている人を見落とすことなく、また、支援を必要としている人が必ず声を発することができ、その人が必要とする支援へ迅速につなげていく、また、地域でのつながりをいかに構築していくかが、これからの地域づくりを進めていく上で非常に重要な鍵となります。

今後は本計画に基づき、行政、社会福祉協議会、国保診療所及び関係機関や地域で活動されている団体との連携をさらに強化し、各種事業に取り組んでまいります。町民の皆様におかれましては、地域福祉の担い手として、日々の暮らしの中で、地域の様々な活動に積極的に参加していただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見や提言をいただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、各部会委員、アンケート調査にご協力をいただいた多くの皆様並びに、団体ヒアリングにご協力いただきました町民の皆様には心より厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

真鶴町長 宇賀一章

## はじめに

昨今の少子高齢化が進展していく中で、日常生活の諸課題が問題視されてきています。

国もその対応として生活困窮者自立支援法、介護保険法等の制度改正を実施しました。

このような状況下で、真鶴町社会福祉協議会は、昭和61年4月に法人格を取得し、30年が経過し、「地域福祉活動計画」の基本理念（地域で支え地域で支えられる安心して暮らせる社会づくり）に基づき、地域福祉の推進を町民の皆様方と協働して取り組んできました。

このたび、平成19年度から施行した地域福祉活動計画の期限が終了しますので、今後の様々な福祉課題の対応策として、身近な地域で活動できます基盤づくりを推進するため、町・社会福祉協議会・国保診療所が一つになった三位一体計画を策定する運びとなりました。

この計画は、日常生活上の諸課題を解決するために、「支え合い・分かち合い」の精神をもって地域を大切にしつつ、公的福祉サービスのタテ割りを変えて町民全体（オール真鶴）体制でコミュニティの再構築をめざしていくものであります。

そのためには、既存の活動を一層活性化したり、町民に多様な活躍の場（地域サロン）などを提供して、新しい対策を創出していくことが重要になってきております。

社会福祉協議会としては、以前の活動計画の理念を踏襲して、このたびの社会福祉法の制度改正により地域におけます公益的な取り組みを社会福祉法人の本旨に基づき、既存の制度の対象にならないサービスを無料または低額な料金により供給する事業実施の責務を果たしていく所存でおります。

いずれにしましても、社会福祉協議会は福祉行政の一翼を担い、本計画の推進に全力をあげて取り組みますので、町民の皆様のご支援ご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました町民、関連諸団体の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました各部会、及び策定委員の皆様にご心からお礼と感謝を申し上げます。



平成29年3月

真鶴町社会福祉協議会 会長 青木 巖

# 目次

第1章 計画の策定について	
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	6
第2章 計画の基本的な考え方	
1 真鶴町の今とこれから	10
2 基本理念	11
3 基本目標	12
4 計画の体系	13
第3章 各分野の重点目標と取り組みの方向性	
1 保健分野の重点目標と取り組みの方向性	16
2 医療・介護分野の重点目標と取り組みの方向性	34
3 子育て・生活支援分野の重点目標と取り組みの方向性	46
4 地域福祉を推進する基盤づくりにおける重点目標と取り組みの方向性	52
第4章 計画の推進のために	
1 進行管理の体制	72
2 進行管理の方法	73
資料編	
1 真鶴町地域福祉計画策定委員会設置要綱	76
2 真鶴町地域福祉計画策定委員会名簿	78
3 真鶴町地域福祉計画作業部会名簿	79
4 策定スケジュール	83

計画の策定について

# 第1章

## 1. 計画策定の目的

障がいがあっても、病気になっても、認知症になっても、誰もが地域の中で孤立せず、いきいきと安心して暮らせる『まち』を実現する。

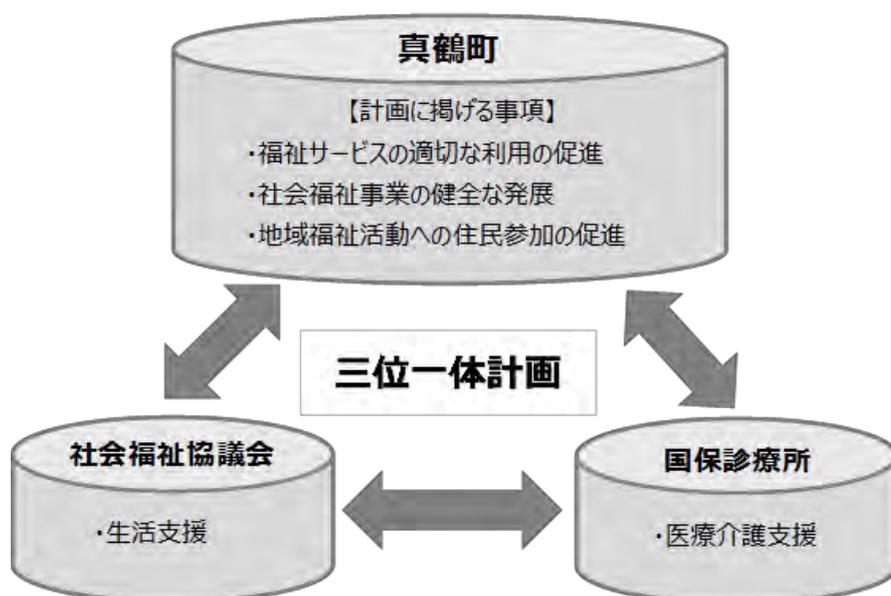
少子高齢化の進行や、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、地域課題が多様化・複雑化する中、公的サービスのみでは解決できない問題が増えてきています。

そのような中、諸課題を解決し、上記のような目標を実現するには、「町民一人ひとりの力」、そして、行政をはじめ、社会福祉協議会や各種事業所、老人クラブや自治会などの地縁組織、ボランティア団体などの様々な地域の担い手がタッグを組むことで生まれる「地域の力」が必要です。

福祉というと、その対象は高齢者や障がい者というイメージを持つ人も少なくないかもしれませんが、福祉の対象は町民全員です。誰もがサービスの受け手であり、担い手でもあるのです。

町民一人ひとり、そして、様々な地域の担い手が一つの大きな家族のように同じ方向を向き、取り組みを進められるよう、進むべき方向性や役割などを示す指針として本計画を策定します。

なお、策定にあたっては、“家に住むのではなく『まち』に住む”をスローガンに、生活支援や医療・介護などのあらゆる観点から実行性のある“オール真鶴”の地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するため、町と社会福祉協議会と国保診療所が三位一体となり取り組みます。

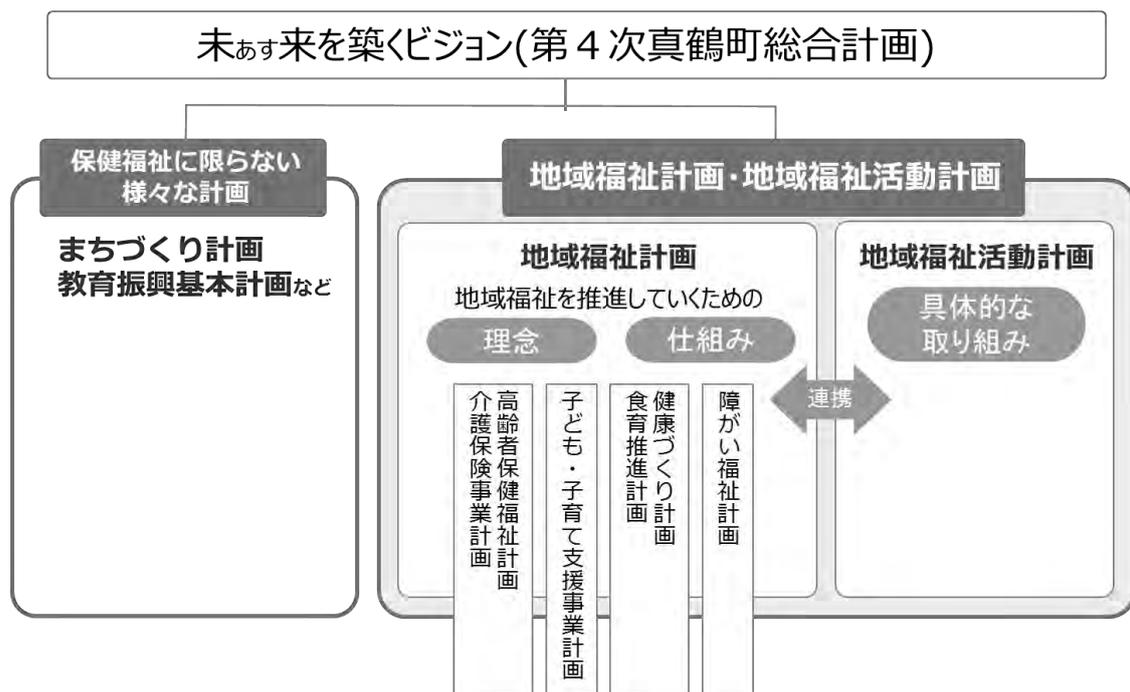


## 2. 計画の位置づけ

真鶴町では、平成22年度に、平成23～32年度を計画期間とする「未<sup>あす</sup>来を築くビジョン(第4次真鶴町総合計画)」を策定し、平成28年度には計画の見直しを図りました。この総合計画を頂点として、真鶴町には分野ごとに様々な計画が定められています。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)に規定されている計画で、福祉分野の総合計画として位置づけられるものです。

真鶴町の福祉分野には、『真鶴町元気・安心・生き生きプラン(真鶴町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)』『真鶴町子ども・子育て支援事業計画』『真鶴町健康づくり計画・食育推進計画』『障がい福祉計画』という個別計画がすでにありますが、本計画はそれらの関連計画との整合性をはかりつつ、横軸でつなぐことを目的としています。



### 3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための理念や仕組みを定めた計画が『地域福祉計画』であり、町民や福祉・保健等の関係団体が、地域福祉の推進に主体的に関わるための具体的な内容をまとめた計画が『地域福祉活動計画』です。『地域福祉活動計画』は、社会福祉法第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

真鶴町では、行政と社会福祉協議会が同じ理念や方向性のもとで協働して地域福祉を推進するために、『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』を一体的に策定します。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画

（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条

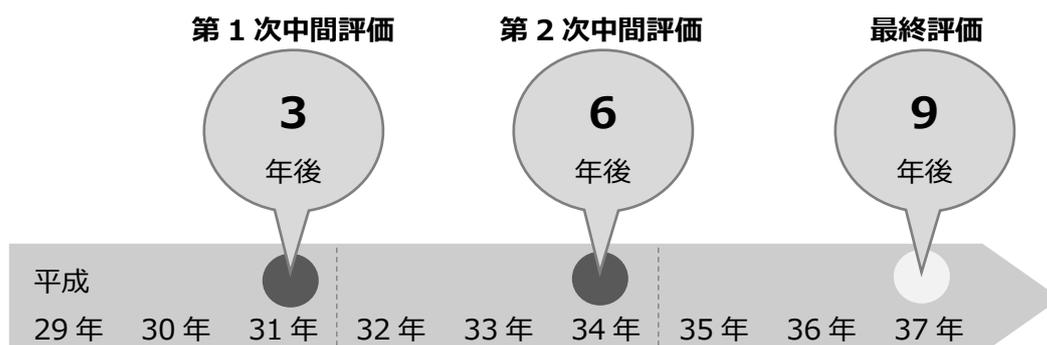
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 4. 計画の期間

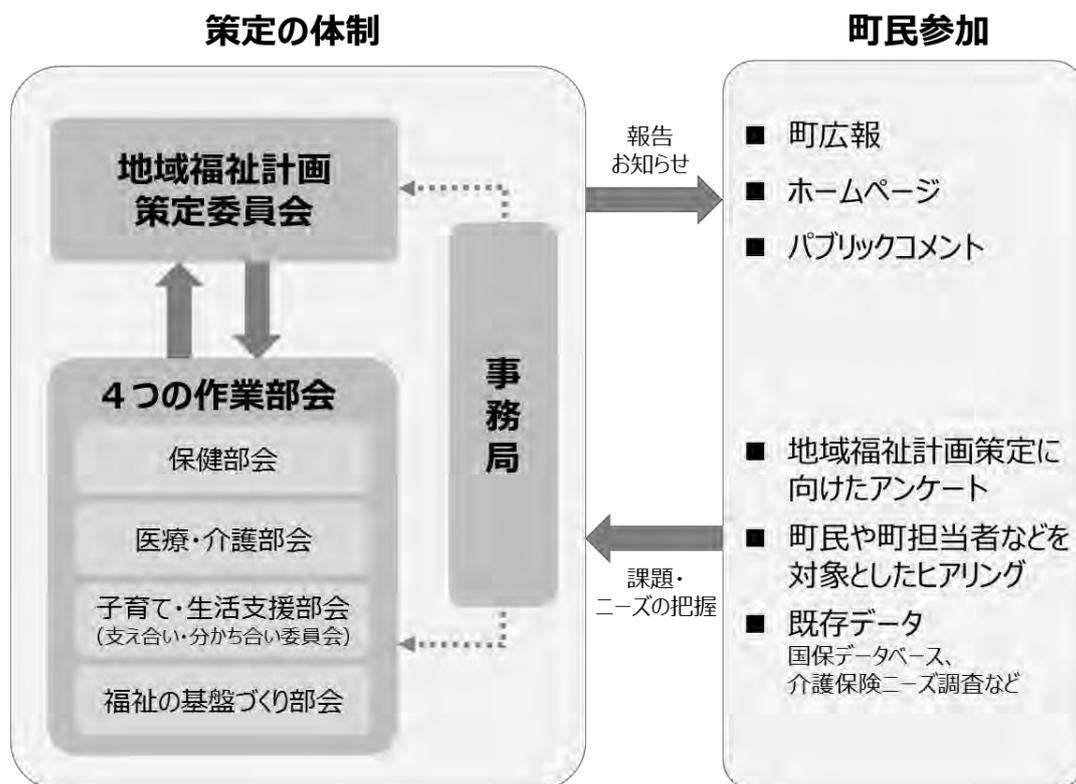
計画期間は平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間とします。

なお、計画の進捗状況の把握と評価、福祉分野の個別計画との整合性を図ることから 3 年ごとに見直しを行います。



## 5. 計画策定の体制

町と社会福祉協議会、国保診療所が相互に連携し、町民参加のもと、以下の体制で本計画を策定しました。



### ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けたアンケート調査

平成 27 年度「真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査」において、地域生活やボランティアの活動状況などについてアンケート調査を実施しました。

- ・調査期間 平成 28 年 3 月 4 日～3 月 28 日
- ・調査対象 真鶴町全世帯（対象世帯数：3,296 世帯、調査世帯数 3,274 世帯）
- ・回収率 54.3%（回答世帯数：1,779 世帯）

### ② 町民や町担当者などを対象としたヒアリング

ボランティア活動や地域活動を行っている町民、福祉分野に関連の強い業務を担当している町担当者などを対象に、地域課題などについてヒアリング調査を実施しました。

- ・調査期間 平成 28 年 3 月 10 日～4 月 18 日
- ・調査対象 行政関係者（10 名）、社会福祉協議会（3 名）、町民（8 名）  
事業所など（9 名）

### ③ 既存データの分析

真鶴町が保有する以下の既存データを活用し、地域の課題やニーズを抽出しました。

- ・ 真鶴町健康と食に関するアンケート調査（平成 24 年度）
- ・ 真鶴町子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査（平成 26 年度）
- ・ 国保データベース（平成 26 年度）
- ・ 第 6 期真鶴町介護保険ニーズ調査（平成 26 年度）
- ・ 第 4 期真鶴町障がい福祉計画見直しに関するアンケート調査（平成 26 年度）
- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣調査（平成 27 年度）

### ④ 4つの作業部会

「保健」「医療・介護」「地域福祉を推進する基盤づくり」分野については、分野ごとに作業部会を立ち上げ、計画の骨子案を作りました。「子育て・生活支援」分野については、平成 26 年に発足した「真鶴町支え合い・分かち合い体制づくり委員会」で協議された内容をもとに、事務局が骨子案を作りました。

#### ● 保健部会

- [第 1 回] 平成 28 年 9 月 26 日
- [第 2 回] 平成 28 年 10 月 13 日
- [第 3 回] 平成 28 年 11 月 22 日
- [第 4 回] 平成 29 年 1 月 24 日

#### ● 医療・介護部会

- [第 1 回] 平成 28 年 11 月 2 日
- [第 2 回] 平成 28 年 12 月 14 日

#### ● 福祉の基盤づくり部会

- [第 1 回] 平成 28 年 8 月 25 日
- [第 2 回] 平成 28 年 9 月 27 日
- [第 3 回] 平成 28 年 10 月 24 日
- [第 4 回] 平成 28 年 11 月 22 日



### ⑤ 真鶴町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関わる町の関係部署や社会福祉協議会、国保診療所、老人クラブや自治会などの自治組織の代表者で構成する「真鶴町地域福祉計画策定委員会」を設置し、作業部会が作成した骨子案をもとに計画内容の検討を行いました。

- [第 1 回] 平成 28 年 12 月 20 日
- [第 2 回] 平成 29 年 3 月 14 日

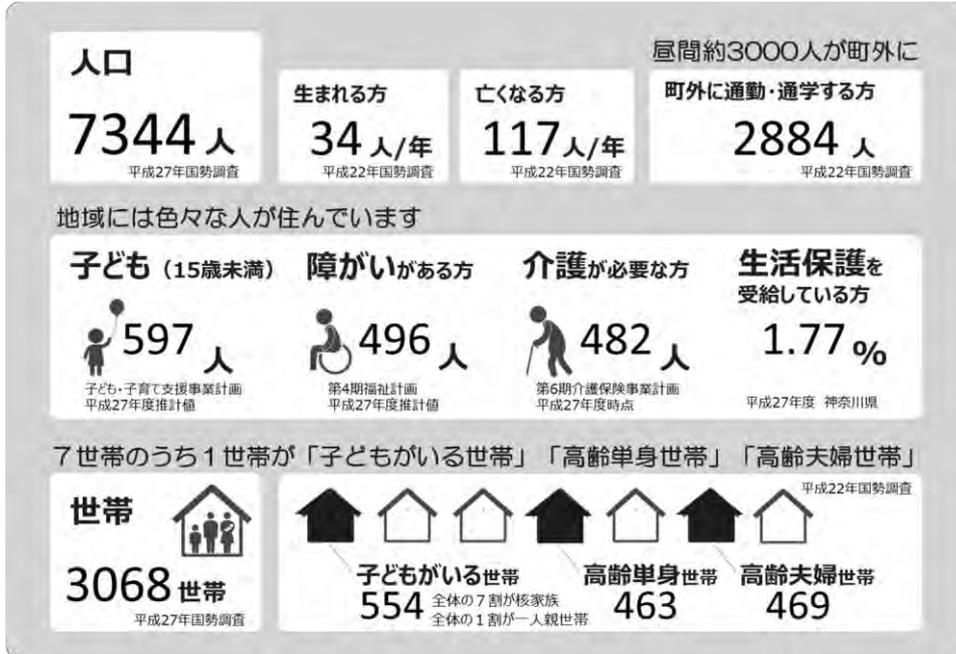
計画の基本的な考え方

## 第2章

## 1. 真鶴町の今とこれから

今後の地域福祉のあり方を考える上での前提（基礎資料）として、真鶴町の現況と将来予測を以下に示します。

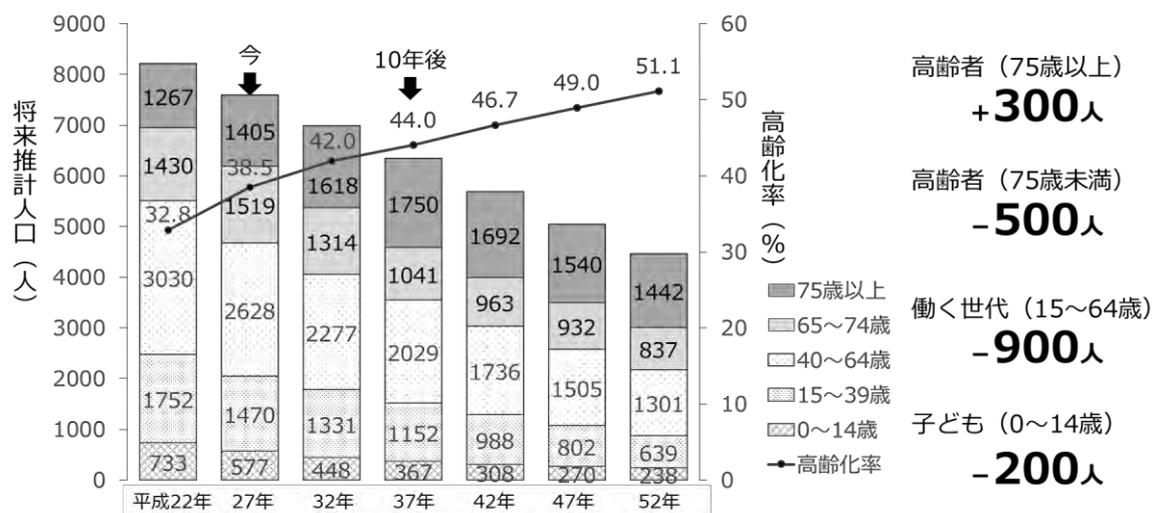
### ■ 数字でみる真鶴



### ■ 人口の将来推計

今後10年間で、子どもや成人、75歳未満の高齢者が減少し、75歳以上の高齢者が増加することが予想されています。

平成27年から平成37年の人口推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

## 2. 基本理念

少子高齢化が進む中、真鶴町では、“みんなで支え合い、分かち合う”ことで、障がいがあっても、病気になっても、認知症になっても、誰もが地域の中で孤立せず、いきいきと安心して暮らせる『まち』の実現をめざします。

基本理念

みんなで支え合い、分かち合う『まち』

### 3. 基本目標

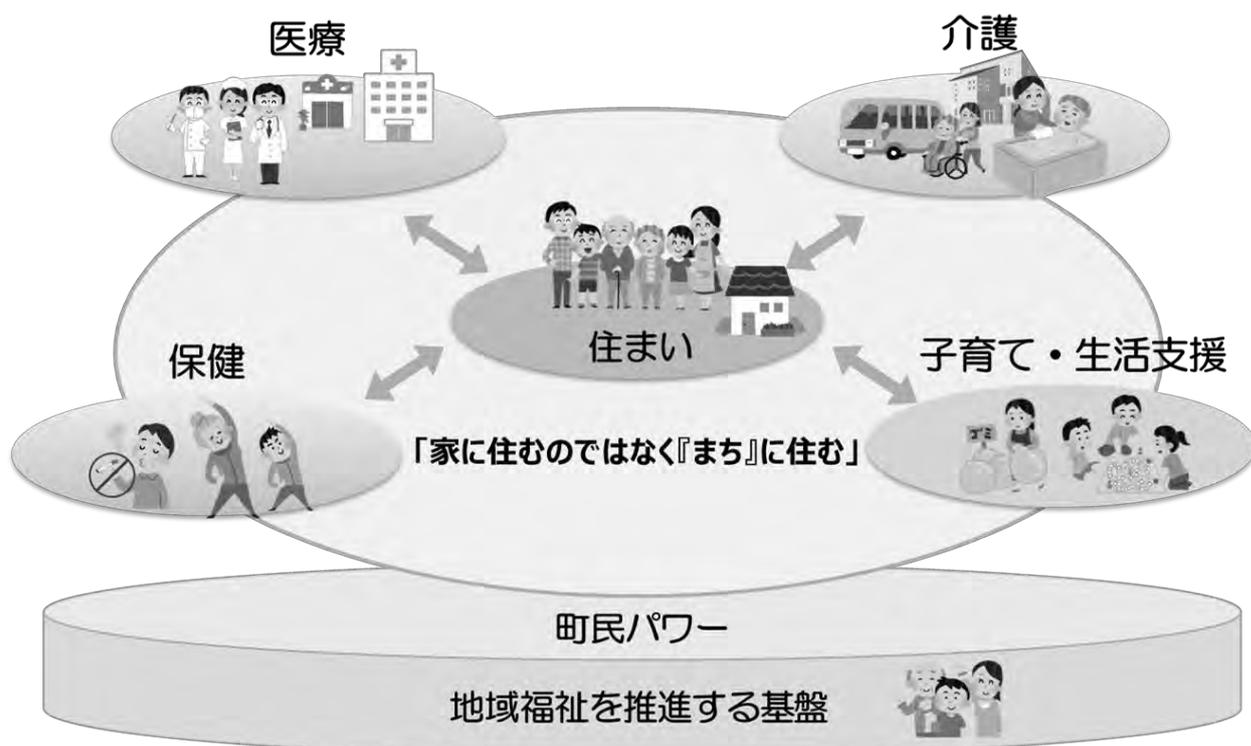
#### 基本目標

#### 多世代を包含した地域包括ケアシステムの構築

“みんなで支え合い、分かち合う『まち』”の具体的な形として、真鶴町では、子ども、子育て世代、障がい者、高齢者、病気を抱えている人、介護が必要な人、こうした方々を支える人々など、町に住む全ての人を対象とした、独自の地域包括ケアシステムを構築します。

地域包括ケアシステムとは、誰もが住み慣れた『まち』で自分らしい生活を最期まで送れるように、行政や事業所のみならず町民一人ひとりが協力し合って、医療や介護、保健、多様な生活支援サービスを一体的に提供する地域の体制のことです。

#### オール真鶴！みんなで支え合い、分かち合う『まち』



本計画では、地域包括ケアシステムの構成要素である「保健」「医療・介護」「子育て・生活支援」と、これらの各分野の取り組みを支える「地域福祉を推進する基盤」の4つの分野ごとに、優先順位の高い課題を抽出し、具体的な取り組みを定めます。

## 4. 計画の体系

本計画の基本理念や基本目標、4つの分野ごとの基本方針、重点目標、取り組みの方向性を体系化し、次のようにまとめます。

基本理念	基本目標	基本方針	重点目標	取り組みの方向性
みんなであげ合い、分かち合う『まち』	多世代を包含した地域包括ケアシステムの構築	<b>《保健》</b> 未来の真鶴のために、町ぐるみで健康づくりに取り組む	子どもが元気な町にする	①地域で育む愛着形成 ②のびのびと体を動かせる機会や場づくり ③身体活動についての学びの機会の充実
			がんや循環器疾患を予防する	①特定健診・がん検診の受診率の向上 ②たばこの煙がないまちづくり ③町の実情をふまえた減塩対策
			町民パワーでフレイル（介護が必要な前段階）を先送りする	①徒歩圏内、地域密着型のフレイル予防 ②趣味の場を活かしたフレイル予防
		<b>《医療・介護》</b> 身近な場所で安心して医療や介護を受けられる体制をつくる	身近な「かかりつけ」を普及する	①かかりつけの啓発と、医療従事者と町民が親近感をもてるような関係性の構築 ②かかりやすさの検討
			在宅医療・介護を充実させる	①在宅医療・介護に対する理解の促進 ②在宅医療・介護サービスの充実
			町内外の医療機関・介護事業所が協力し、医療や介護の質を高める	①町内外の医療機関との連携体制の強化と、連携体制の見える化
		<b>《子育て・生活支援》</b> 困ったときに誰かが手を差し伸べられる仕組みをつくる	全町民を対象とした生活支援サービスを町民と共につくる	①「困ってます」と「これならできます」をつなぐ仕組みづくり ②子育て支援・生活支援サービスの充実
		<b>《地域福祉を推進する基盤》</b> 支え合い・分かち合いの活動を推進する基盤をつくる	町全体で支え合い・分かち合う「心」を育む	①普段の暮らしを通じた地域や福祉に対する感性の醸成
			“できること”を通じて支え合いに関わる「人」の輪(和)を広げる	①地域活動やボランティア活動を行う人の掘り起こし ②日常的に助け合える関係性の構築
			支え合い・分かち合える「地域」の仕組みをつくる	①町がめざす福祉のあり方を共有し、様々な人や団体が協働できる仕組みづくり ②地域の支え合いの中心となる場所づくり ③地域活動やボランティア活動を支える環境づくり ④情報を届けあう仕組みづくり

**各分野の重点目標と  
取り組みの方向性**

## **第3章**

# 1. 保健分野の重点目標と取り組みの方向性

## 重点目標 1 子どもが元気な町にする

### 課題 子ども身体活動量が少ない

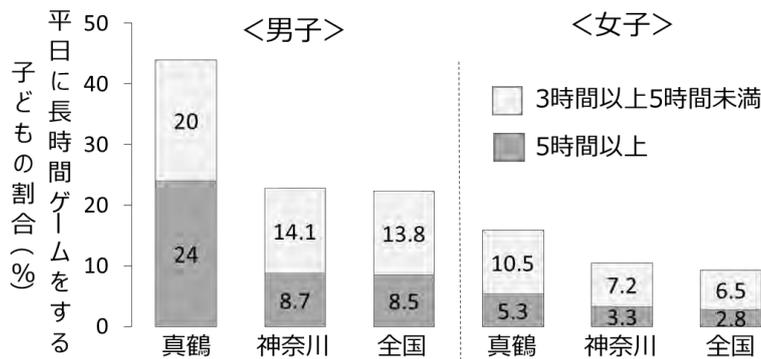
真鶴町の小学生は、全国や県と比べ運動時間が短く、ゲームをする時間が長いことがわかりました。また、体力レベルが全国に比べて男女とも低い傾向がみられました。

#### 小学生の一週間の総運動時間

	男子	女子
全国	10時間	5.9時間
神奈川県	10時間	5.5時間
真鶴町	6時間	4.6時間

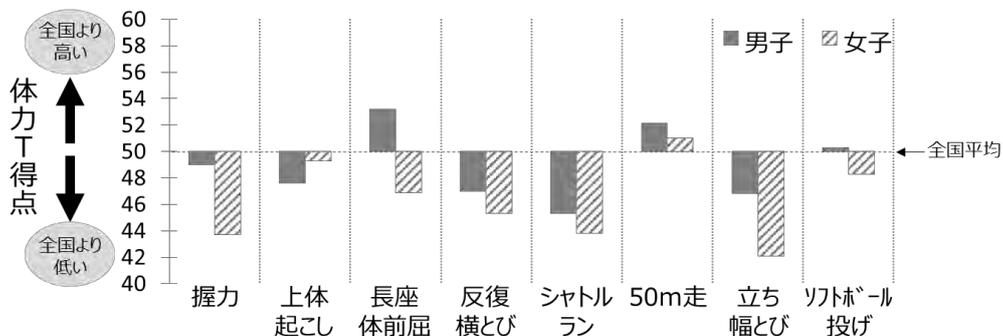
出典：平成 27 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

#### 平日にゲームをする時間



出典：平成 27 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

#### 真鶴町の小学生の体力レベル



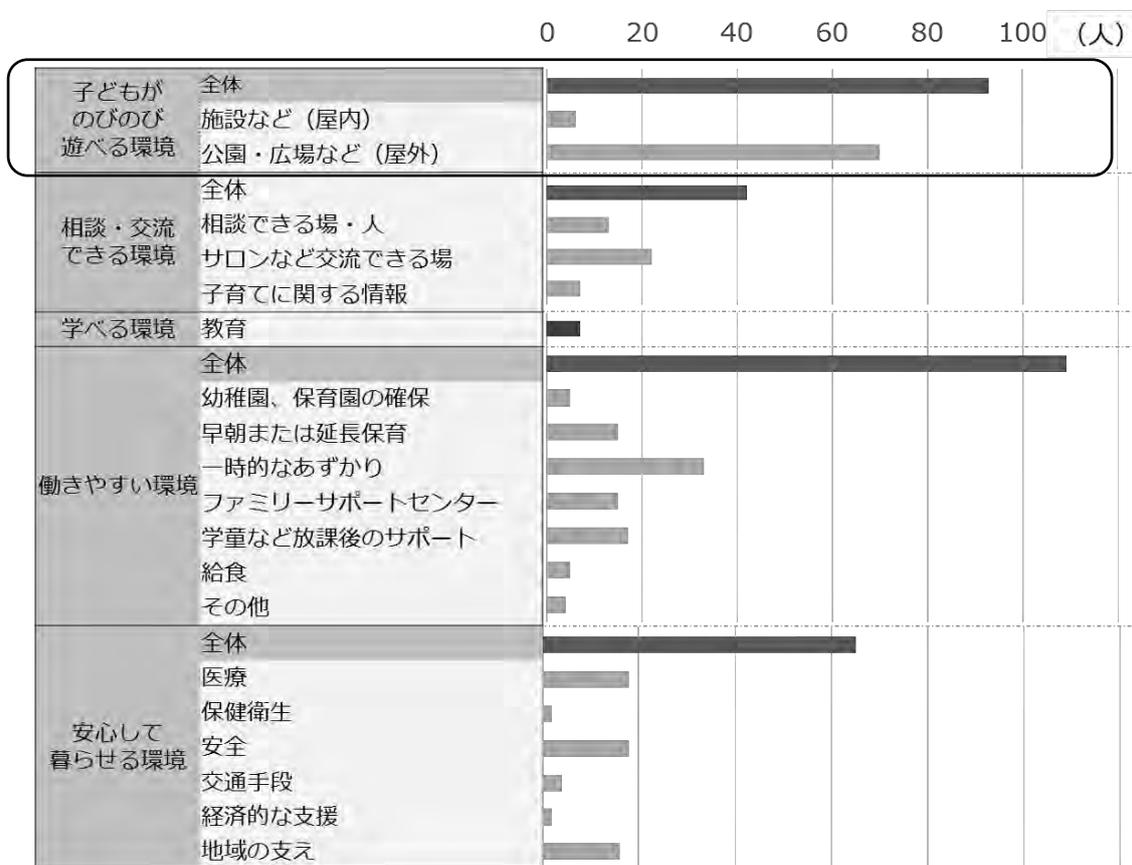
出典：平成 27 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

## 解決の糸口 子どもがのびのびと遊べる場所が少ない

アンケートやヒアリングから、子育て世代の多くが、真鶴町には「子どもがのびのびと遊べる場所が少ない」と感じていることがわかりました。

### ■ 未就学児・小学生（低学年）の親が必要としている地域環境

子育てに必要なと思う環境に関する自由記述を5つのカテゴリーに分類



出典：平成 26 年度 真鶴町 子ども・子育て支援に関する調査

子育てに必要な環境についての回答例（各種アンケート調査やヒアリングより）

- 子どもが気軽に歩いて行ける公園や遊び場が不足している。狭い道路やたくさんの坂道で車も行き交う中、子どもが外遊びできる場所がない
- 車で湯河原まで行って遊んでいる
- 外で遊べる場所がなければ、家でゲームをする時間が多くなってしまいうような気がする

## めざす姿 子どもが元気にのびのびと遊べる『まち』

小さい頃から、しっかり体を動かしバランスのとれた食生活をするなどの望ましい生活習慣を形成することは、将来の健康を築く基礎となります。

子どもは真鶴町の宝という視点で、地域みんなで子どもが元気にのびのびと遊べる『まち』をつくり、元気な真鶴っ子を育みます。

### 取り組みの 方向性

- ① 地域で育む愛着形成
- ② のびのびと体を動かせる機会や場づくり
- ③ 身体活動についての学びの機会の充実

#### ① 地域で育む愛着形成

子どもの健全な社会的、精神的発達には、特定の人との親密さを獲得し維持する「愛着」関係があることが重要であり、その対象は通常は母親や父親です。子どもが元気にのびのびと育つには、乳児期からの愛着形成が必要で、これが無いと、子どもは社会的、心理的な問題を抱えるようになります。子どもの愛着形成は家庭内の問題とされがちですが、真鶴町では、地域ぐるみで愛着形成の重要性を認識し、地域全体で健全な子どもの発達をサポートします。



#### 取り組みに向けたアイデア

##### 母子健康包括支援センターの設置

妊娠や出産、子育ての期間を通じて、迷ったり悩んだりした時に、いつでも気軽に、ワンストップで対応できる、相談の仕組みをつくります。

## ② のびのびと体を動かせる機会や場づくり

真鶴町では平地が少なく、利用しやすい場所に公園をつくることは簡単ではありません。そこで、既存の施設や空き地を有効に活用し、子どもの体力向上に向けた活動を行います。

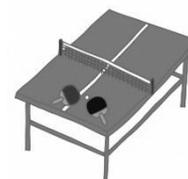


### 取り組みに向けたアイデア

#### 情報センターの活用

放課後に情報センターに集まり、ゲームをしている子どもたちの姿がよく見受けられますが、もしそこに卓球台があり自由に使ってよければ・・・??

実現に向けて、健康福祉課が関係機関に働きかけます。



#### 空き地の活用

今後、真鶴町では空き家が増えることが予想されます。そこで、空き家を空き地にし、定期的に草を刈るなどの管理を町がする代わりに、子どもの遊び場として使わせてもらうというシステムがあったら??企画調整課と健康福祉課が連携して検討します。



### ③ 身体活動についての学びの機会の充実

ゲームやスマホが普及する現代においては、子どもが自然と体を動かしたくなるような環境を整えるだけでなく、子ども自身が体を動かすことの重要性を知り、遊びを選択できるようにすることも必要です。また、親の考え方も子どもの遊び方に大きく影響することから、親も身体活動の重要性を認識する必要があります。

そこで、親も子ども身体活動の重要性を理解し、自ら対策を考える機会をつくります。



#### 取り組みに向けたアイデア

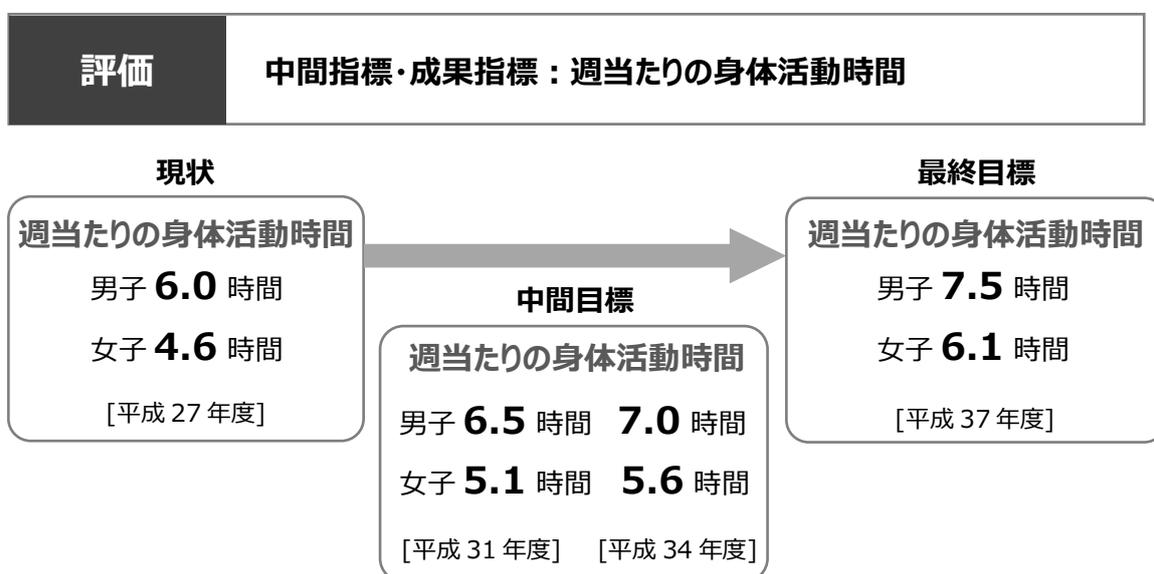
##### 「子ども会議」の開催

運動しない（体力が低い）と、何が問題なの??体を動かすと頭もよくなる??例えば、こんなテーマについて、小・中学校の保健委員会でとりあげてもらったり、健康福祉課と教育委員会が連携し、保護者や先生も参加する「子ども会議」の開催を検討したりします。

##### 日々の生活行動と姿勢をチェック

身体活動を増やすために、運動に限らず、歩く、遊ぶ、家のお手伝いをするなど、いつもの生活の中で体を動かす時間を増やすことに注目した情報提供、実践活動を行います。また、健康な体をつくったり、運動能力を高めたりするには姿勢も大切です。運動時はもちろん、勉強や遊びの中でも姿勢を意識できるよう、学校や家庭で取り組みます。





週当たりの身体活動量を中間指標及び成果指標として用い、取り組みの成果を評価します。

全身持久力や筋力の向上、骨の健康、循環器機能や代謝の改善、不安症状やうつ症状の軽減のために、子ども・未成年者は、中～高強度の身体活動を毎日 60 分以上行うことが推奨されています（WHO. 健康のための身体活動に関する国際勧告 2010）。

そこで、最終目標として、1 週間の総身体活動時間を 7 時間に近づけることをめざします。

## 重点目標 2 がんや循環器疾患を予防する

### 課題

### 入院医療費が高く、がんや循環器疾患の死亡率も高い

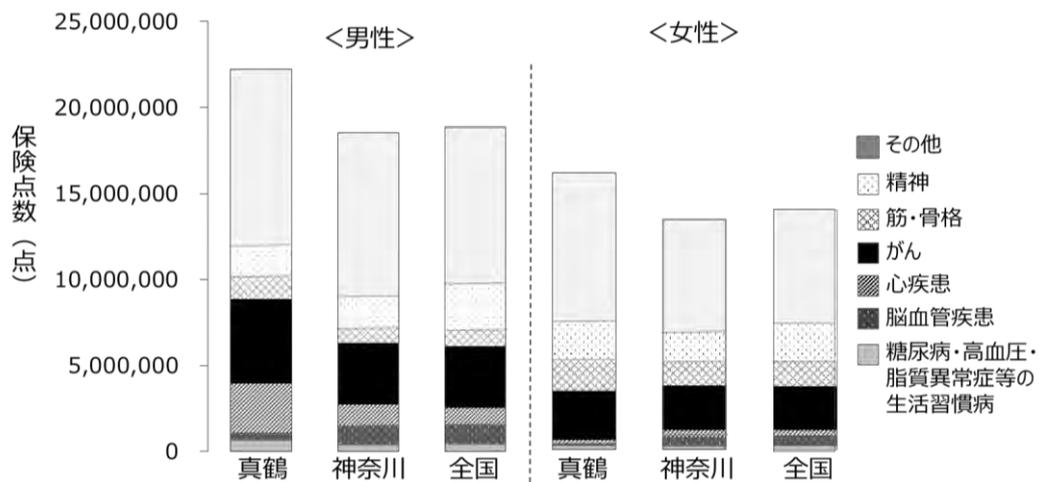
真鶴町は、全国に比べて入院医療費が高く、がんや循環器疾患の死亡率も高いことがわかりました。

#### ■ 入院の標準化医療費

標準化医療費とは、人口構成を調整<sup>※</sup>した医療費のことです。

※真鶴町と県、全国では人口構成が異なるため、正しく比較することができません。

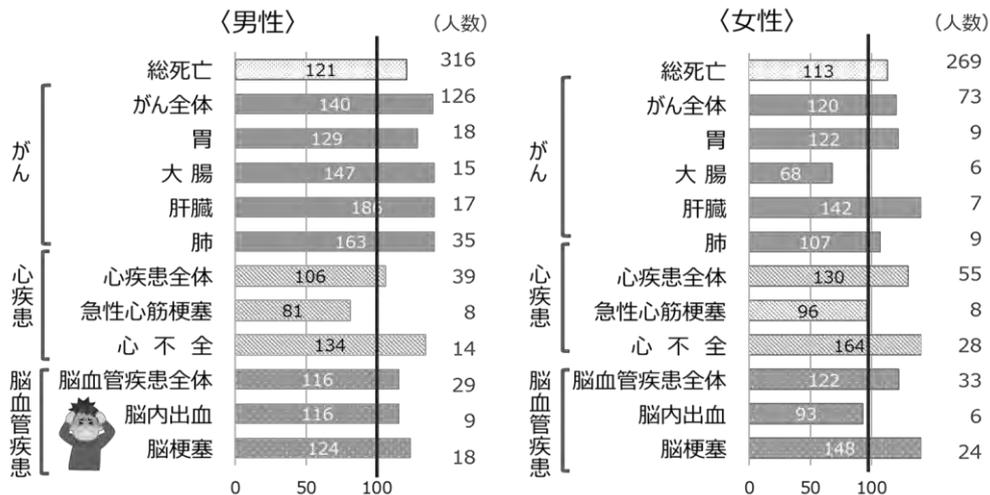
そこで、以降の分析では年齢構成を調整して比較しています。



出典：国保データベース 平成 26 年度

#### ■ 主要な死因別の標準化死亡比

標準化死亡比とは、人口構成を調整した死亡率のことです。この値が 100 を超えると全国よりも死亡率が高いと言えます。

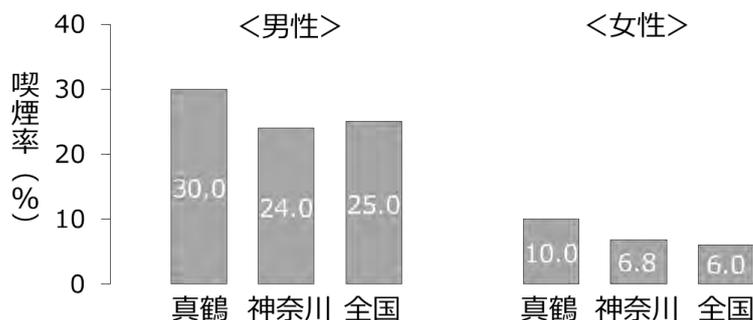


出典：厚生労働省 人口動態特殊報告 平成 20-24 年度

**解決の糸口 喫煙率が高い**

真鶴町では、県や全国と比べ、男女ともに喫煙率が高い傾向がみられます。喫煙は、肺がんをはじめとする多くのがんや循環器疾患のリスクを高めることから、真鶴町では、たばこ対策が優先順位の高い課題と言えます。

■ 喫煙率〔年齢調整済み〕



出典：国保データベース 平成 26 年度

**解決の糸口 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合が高い**

男性では 1 日あたりアルコール 40 g（日本酒 2 合に相当）以上、女性では 20 g（日本酒 1 合に相当）以上が生活習慣病のリスクを高める飲酒量と言われています。

真鶴町では、男女ともに生活習慣病のリスクを高めるような量を飲酒している人の割合が高いことがわかりました。

■ 飲酒の頻度と一日あたりの飲酒量〔年齢調整済み〕

	＜男性＞		＜女性＞	
	真鶴	（全国）	真鶴	（全国）
飲酒の頻度	毎日	45% (46%)	15%	10%
	時々	29% (23%)	26%	21%
1日あたりの飲酒量	1-2合	38% (35%)	19%	12%
	2-3合	21% (16%)	5%	3%
	3合以上	1% ( 5%)	4%	1%

出典：国保データベース 平成 26 年度

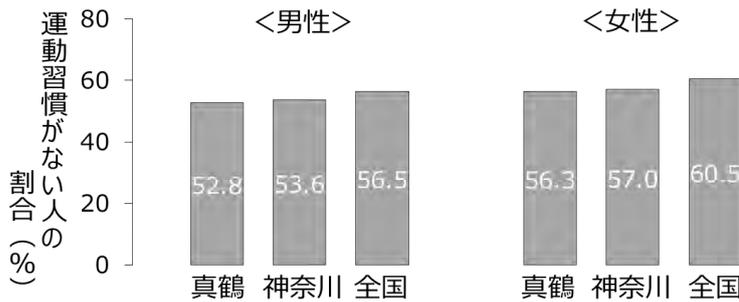
**解決の糸口 食塩の摂取量が多い？**

今のところ実態はわかりませんが、食塩のとりすぎは、胃がんや循環器疾患のリスクを高めることから、真鶴町では食事の食塩摂取量が多いことが予想されます。

**解決の糸口** 運動習慣がない人の割合が高い

運動不足は、循環器疾患や大腸がんのリスクを上げることが知られています。真鶴町では、成人の半数以上に運動習慣がないことがわかりました。

■ 運動習慣がない人の割合〔年齢調整済み〕

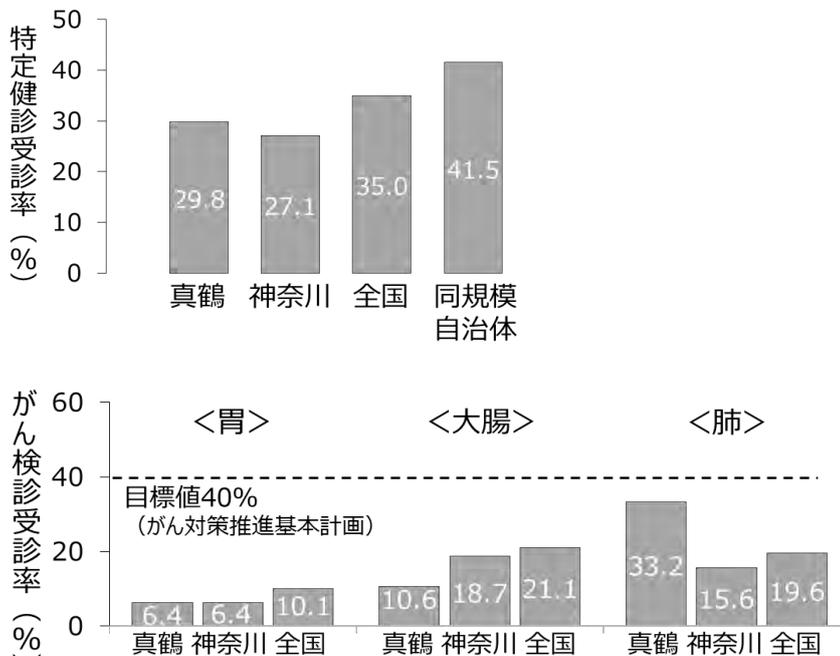


出典：国保データベース 平成 26 年度

**解決の糸口** 特定健診やがん検診の受診率が低い

特定健診やがん検診は、病気の早期発見や重症化予防に役立ちますが、真鶴町では、それらの受診率が低いことがわかりました。

■ 特定健診の受診率とがん検診の受診率〔年齢調整済み〕



受診率 = がん検診受診者数 / 推計対象者数 × 100  
 推計対象者数 = (市区町村人口) - (就業者数 - 農林水産業従業者数)

出典：国保データベース 平成 26 年度

## コラム 多くの子どもたちがタバコの煙にさらされている

真鶴町では、成人の喫煙率が高いことは先述しましたが、そのことが子どもにも大きく影響していることがわかりました。

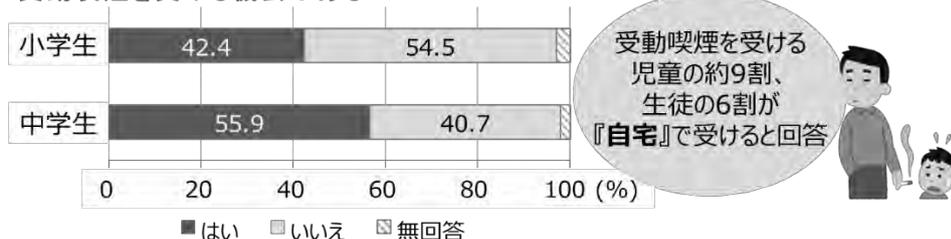
両親の喫煙率が高く、自宅で受動喫煙を受ける機会が高いことから、子どもの受動喫煙による健康への影響が懸念されます。

あなたの周りでたばこを吸う人はいる？ (%, 複数回答)

	父	母	祖父母	兄弟・姉妹	親せき	その他
小学生	36.4	24.2	36.4	6.1	12.1	18.2
中学生	44.1	33.9	18.6	6.8	30.5	11.9

【参考】育児期間中の両親の喫煙率（全国値） 父親41.5%、母親8.1%  
平成25年度厚生労働科学研究（山縣班）

受動喫煙を受ける機会はある？



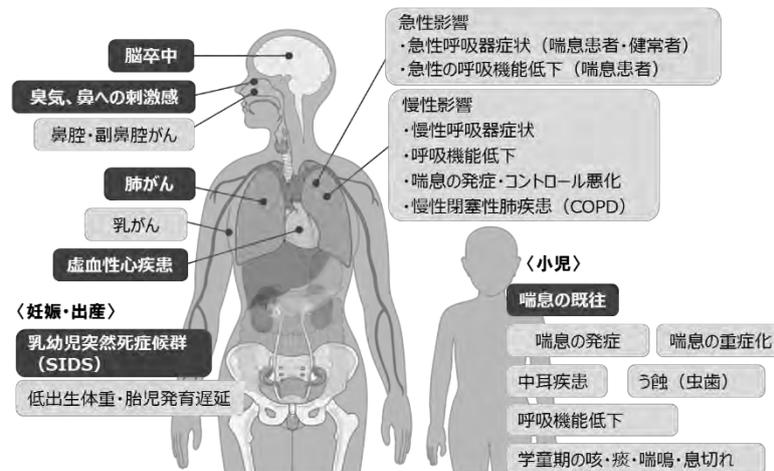
出典：平成24年度 真鶴町健康と食に関するアンケート調査

## 受動喫煙による健康影響

日本では受動喫煙が原因で年間1万5千人が死亡していると推計されています。

**確実** 因果関係を推定するのに十分な科学的証拠がある

**可能性あり** 因果関係を示唆する科学的証拠があるが十分ではない



提供：平成27年度厚生労働科学 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究 片野田班  
（厚生労働省検討会報告書 喫煙の健康影響に関する検討会編：喫煙と健康、2016）

めざす姿

みんなで町の健康課題を共有し、健康意識を根付かせ、健康づくりに取り組める『まち』

がんや循環器疾患を予防し、健康で長生きできる『まち』をめざして、特に優先度が高い3つの課題を抽出し、対策に取り組めます。

取り組みの方向性

- ① 特定健診・がん検診の受診率向上
- ② たばこの煙がない『まち』づくり
- ③ 町の実情をふまえた減塩対策

① 特定健診・がん検診の受診率向上

がんや糖尿病、高血圧などの生活習慣病は、初期の段階では自覚症状に乏しいため、知らず知らずのうちに進行し、重症化してから初めて気づくことが多い疾患です。がん検診を受診して早期発見・早期治療につなげることや、特定健診を受診し、生活習慣を見直すことは、健康で長生きするためにとっても大切なことです。しかし、真鶴町では、全国に比べそれらの受診率が低い状況にあります。

そこで、特定健診やがん検診が受けやすい環境づくりや、情報提供の工夫を行うなど、受診率向上に向けた取り組みを行います。



取り組みに向けたアイデア

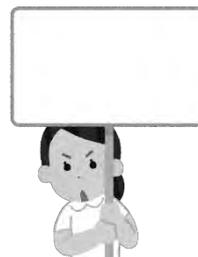
受診者への特典制度

特定の年齢層に対する特定健診やがん検診の無料化や、受診歴に応じた特典の付与など、受診したくなるような方法を町民生活課が中心となって検討し、受診率の向上を図ります。

健診・検診を  
受けなきゃ人生、  
損をする！

気づく・伝える広報と場づくり

特定健診やがん検診の必要性や重要性に気づけるよう、真鶴町の健康課題を「見える化」します。さらに、そうした情報が町民全体に伝わるよう広報のしかたを工夫したり、様々な場を利用して伝えたりするなど、町民みんなが問題意識を共有できる機会を増やします。



## ② たばこ対策

たばこは、肺がんをはじめとする様々ながん、脳卒中や心筋梗塞、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、糖尿病、消化性潰瘍などのリスクを高めるほか、妊娠や出産などにも悪影響を及ぼします。また、本人が喫煙しなくとも、受動喫煙にさらされることで、がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器疾患などの様々な病気や、低体重児や早産、乳幼児突然死症候群のリスクが高くなることがわかっています。

真鶴町では、成人の喫煙率が高く、多くの子どもたちが受動喫煙にさらされていることから、たばこ対策は最重要優先課題の一つです。

たばこの煙がない『まち』をめざして、受動喫煙ゼロをめざした環境づくりのほか、健診や医療の場を活用した禁煙支援、禁煙教育などに取り組みます。



### 取り組みに向けたアイデア

#### 公共施設の敷地内禁煙

健康福祉課が中心となり、公共施設の敷地内禁煙を徹底します。

#### 健診や医療の場を活用した短時間の禁煙支援

わずか1～2分間の禁煙指導でも何も指導しない場合と比べ、禁煙率が高まることがわかっています。そこで、健康福祉課や国保診療所が連携し、多くの喫煙者にアプローチできる診療や健診、保健事業といった機会を通じて、禁煙のアドバイスや情報提供などの短時間禁煙支援を行います。

#### 多世代にわたる禁煙教育

受動喫煙の問題は、喫煙者のマナーの改善では解決できない健康問題です。

たばこによる健康被害をなくすために、健康福祉課や国保診療所、教育委員会が連携し、学校や地域で禁煙教育を行い、受動喫煙や喫煙による身体への影響や、たばこ対策についての理解を促進します。



### ③ 減塩対策

食塩の摂りすぎは、高血圧や腎疾患、胃がんなどの原因になります。

真鶴町では、胃がんや循環器疾患の死亡率が高いことから、食塩摂取量が多いことが予想されますが、実態はわかっていません。どのような食品からどの程度食塩を摂取しているかを調べることは、効果的な対策につながります。

そこでまず、真鶴町ではどんな食べ方が食塩の高摂取につながっているのかを把握し、実態に基づいて食塩摂取量を減らす取り組みを行います。



#### 取り組みに向けたアイデア

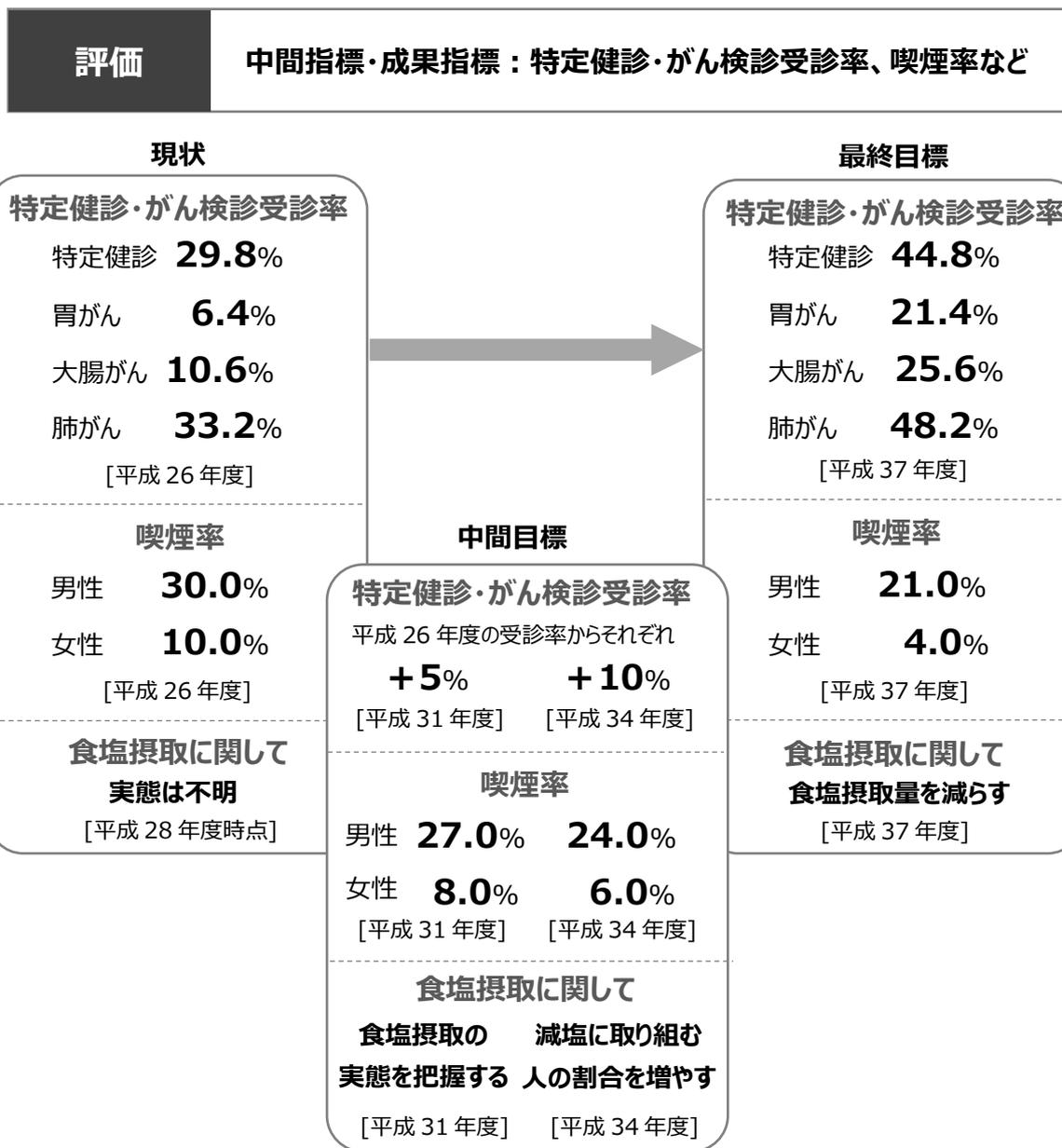
##### 食塩摂取状況の実態調査

健康に関連する各種団体やボランティア、健康福祉課、町民生活課、国保診療所、大学などの研究機関などと連携し、特定健診の場を活用して詳細な食事調査を行います。

##### 食塩摂取を減らす環境整備

食生活の実態調査に基づいて、町民みんなが減塩にとりくみやすい食環境づくりを、健康福祉課、商工会、企業、研究機関などと連携して進めます。





「健康日本21（第2次）」では、特定健診受診率65%、がん検診受診率40%が目標値として掲げられています。しかし、真鶴町の現状からすると、10年間で国が掲げる目標値に達するのは困難と考えられます。そこで、到達可能な最終目標として、平成26年度の受診率から15%の増加をめざすこととしました。

喫煙率の目標値は、次期がん対策推進基本計画に準じて男女合わせ12%となるよう、男女それぞれの目標値を設定しました。

食塩の摂取量については、平成31年度までに実態把握調査を行い、調査結果に基づいて到達すべき目標値を設定します。

# 重点目標 3 町民パワーでフレイルを先送りする

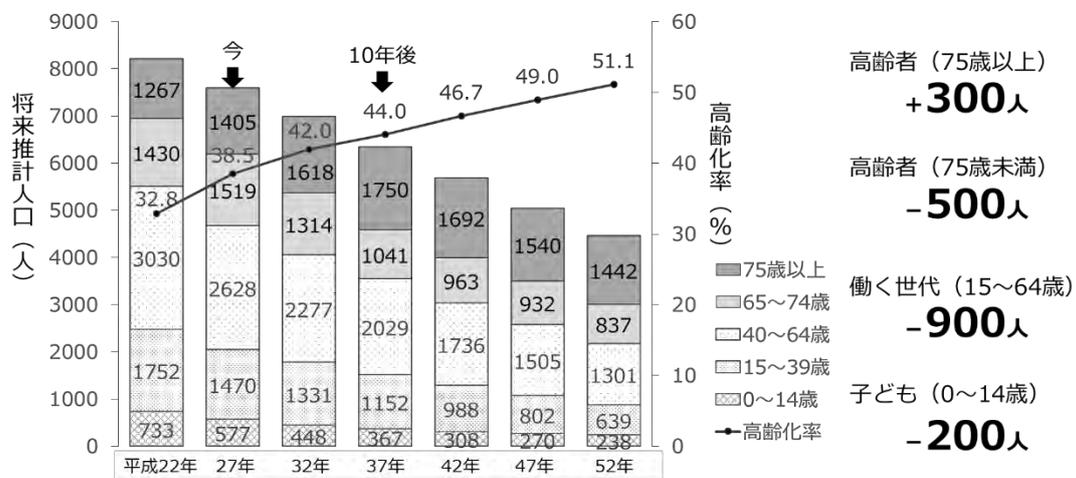
## 課題

### 高齢者の認知症予防・フレイル予防のニーズが高まっている

現在のところ、要介護認定率は県や全国よりも低い水準で推移していますが、今後、町民の2人に1人が高齢者となることを考えると、認知症やフレイル予防をより一層強化していく必要があると考えられます。

#### ■ 人口の将来推計（再掲）

平成27年から平成37年の人口推移



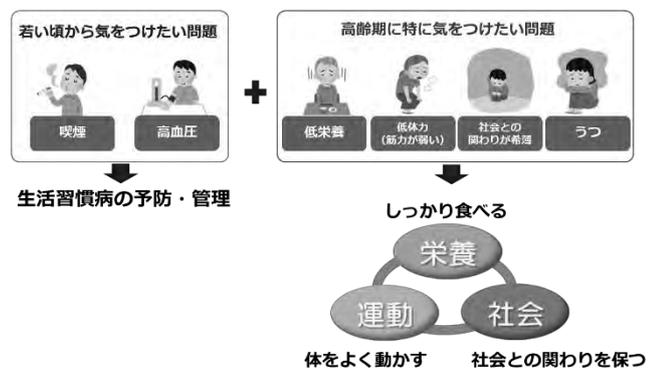
出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

## コラム フレイルってなに？

フレイルとは、「加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態」のことで、要介護状態に至る前段階とも言われています。

若い頃から生活習慣病を予防し、高齢期になっても、バランスの良い食事を心がけ、しっかりと体を動かし、積極的に社会参加をすることで、フレイルは先送りできると考えられています。

### フレイルのリスクを高める要因とフレイル予防のポイント

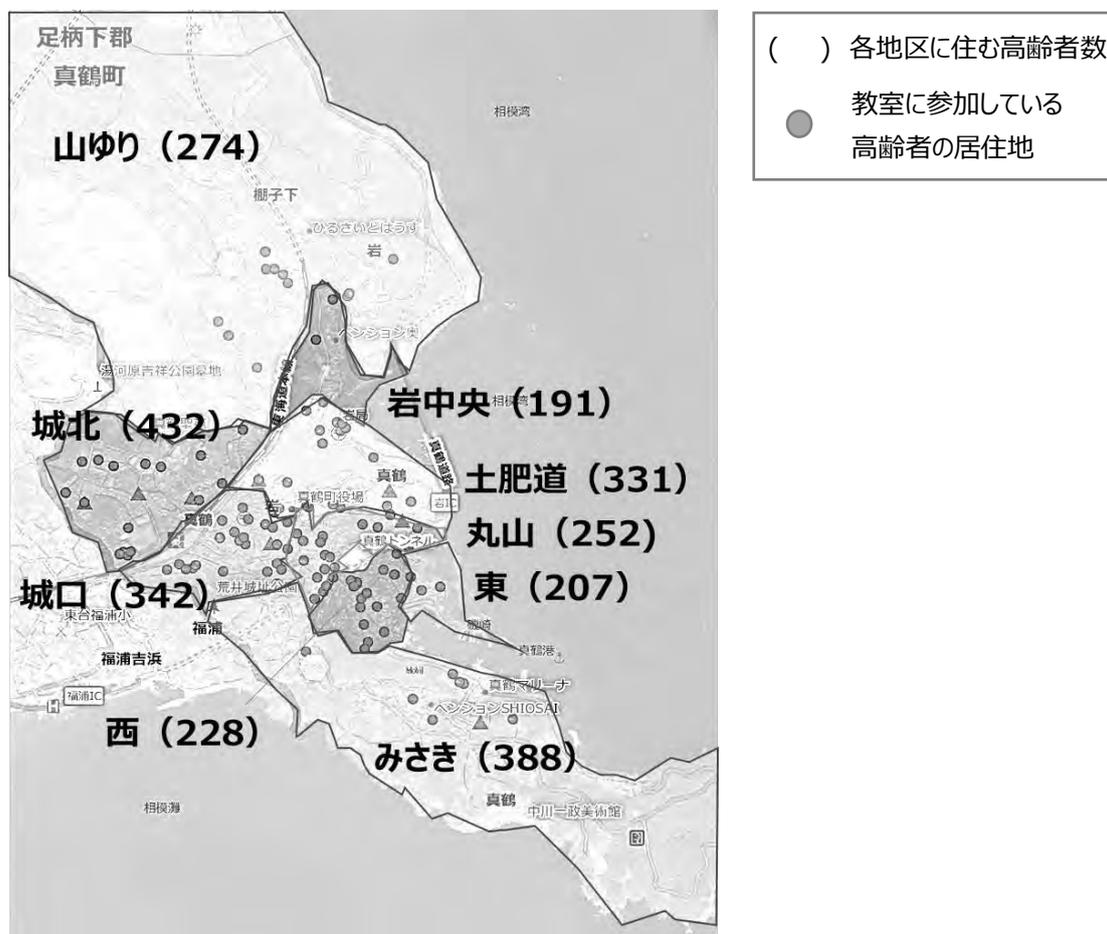


**解決の糸口**

**町の中心部から離れたところに住む人は  
介護予防教室に参加しにくい？**

真鶴町では、介護予防事業の一つとして、高齢者を対象に体操を中心とした介護予防教室を実施しており、平成27年度には、132名(65歳以上の高齢者の4.7%)が参加しました。

教室に参加している人の居住地を地図上に示してみると、教室の会場となる町民センターの近くに住んでいる人が多く、会場から遠くなるほど参加者が少ないことがわかりました。より身近な場所に健康づくりの場が必要であることがうかがえます。



出典：健康福祉課 平成27年度

めざす姿

歩いて通えるような身近な場所に、町民が主体となった健康づくりの場があり、楽しみながら健康づくりに取り組める『まち』

真鶴町の複数の場所で介護予防教室を開くには、財源も職員も限られているため、行政の力だけで行うには限界があります。そこで、町民、行政、国保診療所などが協力し合って、町ぐるみでフレイル予防の場づくりに取り組みます。

取り組みの  
方向性

- ① 徒歩圏内、地域密着型のフレイル予防
- ② 趣味の場を活かしたフレイル予防

① 徒歩圏内、地域密着型のフレイル予防

歩いて通えるような身近な場所に、体操を中心としたフレイル予防の場をつくります。場を運営するのは、町民のみなさんです。そして、その活動をバックアップするのが行政や社会福祉協議会、国保診療所です。

一人ではなかなか続かない運動も、みんなでなら続けられるかもしれません。めざすは週 1 回以上の開催です。



取り組みに向けたアイデア

地域サロンの活用

交流を主目的とした地域サロンのプログラムの一つに、フレイル予防を取り入れるのはいかがでしょうか。地域の方々と交流することもフレイル予防の大事な要素ですが、体操や食事の話なども同時に行うことで、予防効果がより高まります。

② 趣味の場を活かしたフレイル予防

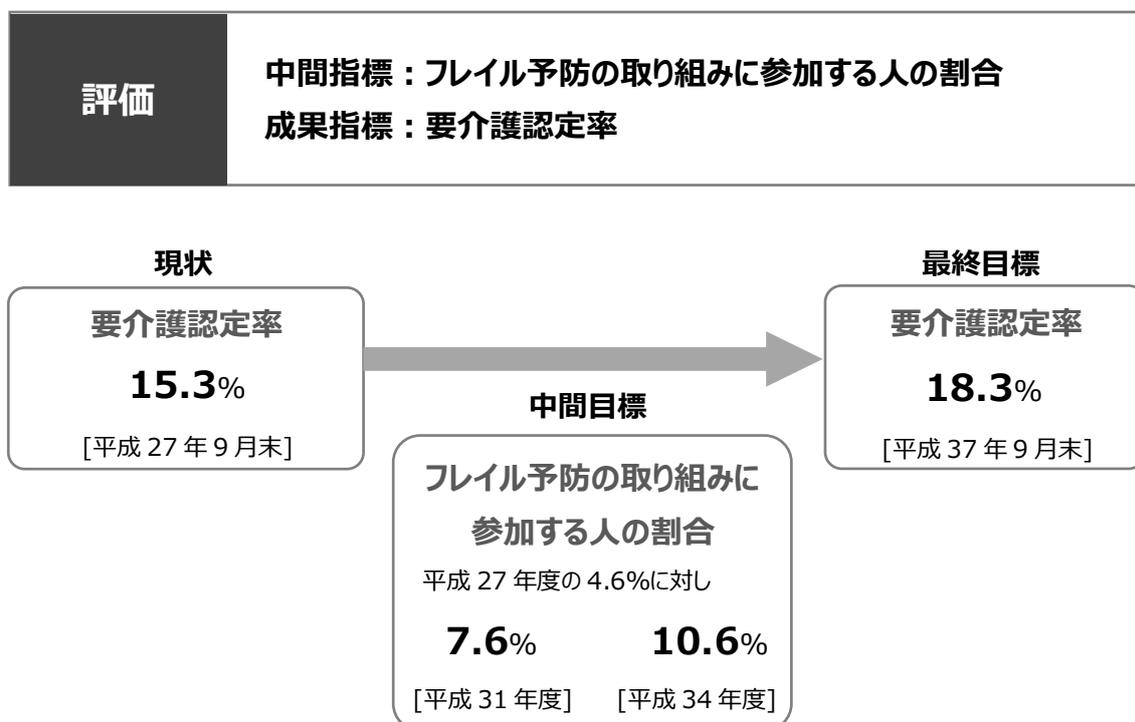
真鶴町には、文化系のサークルなど、たくさんの趣味の場があります。そのような活動に、体操などのフレイル予防の要素を盛り込むことも方法の一つです。



取り組みに向けたアイデア

趣味の場の活用

各種ボランティア団体やサークル活動の中にフレイル予防の要素が盛り込めるよう、社会福祉協議会や教育委員会、健康福祉課、国保診療所が連携し、集会などの機会を利用してフレイル予防の普及啓発を行います。



体操教室などの住民運営の通いの場に参加する高齢者が高齢者人口の 10%を上回ってくると要介護認定率の伸びが緩やかになることから、厚生労働省は、高齢者人口の 10%以上が通いの場に参加することを目標に地域づくりを推進するよう呼びかけています。そこで、中間目標として、現状の 4.6%に対して、10%以上の高齢者がフレイル予防の取り組みに参加することをめざします。

平成 27 年 9 月末時点における真鶴町の要介護認定率は、全国 18%、神奈川県 16% に対し、15%と低い水準にありますが、今後、後期高齢者の増加が見込まれる中で、フレイル予防の取り組みにより要介護認定率の増加を微増にとどめられるよう、取り組みを進めます。



## 2. 医療・介護分野の重点目標と取り組みの方向性

### 重点目標 4 身近な「かかりつけ」を普及する

#### 課題

身近な場所で医療を受けたいというニーズがあるが、  
実際は町外の医療機関にかかっている

「身近な所で医療を受けたい」というニーズがあることや、町民の多くは「身近で何でも診てくれる『かかりつけ』を持つほうが安心」と考えていることがわかりました。しかし実際は、様々な理由で町外の医療機関にかかっている人が多いようです。

#### ■ 身近な場所で医療を受けたいというニーズ

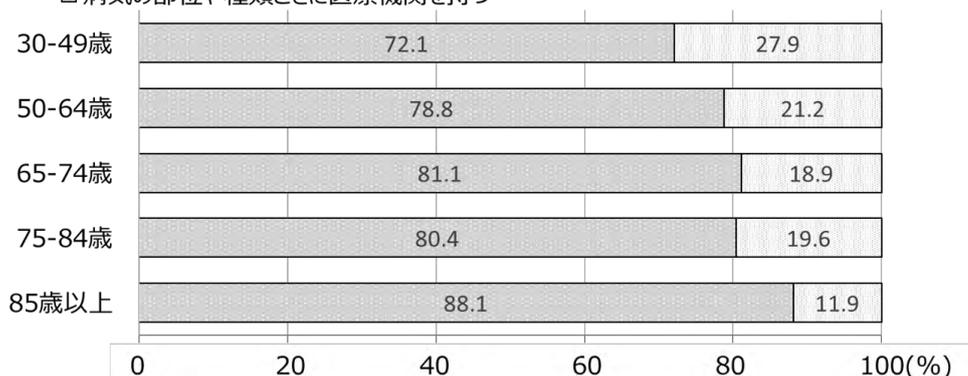
真鶴町に望むこと（各種アンケート調査やヒアリングより）

- 子どもが病気をしたときにわざわざ湯河原まで行かなくてもよいようになったらよい
- 主人がいない、車がないとなると湯河原まで行くのは不便
- 国保診療所がホームドクターになってほしい。国保診療所に行けば専門医を紹介してくれるなど、どう対応すればよいかかわかるといい

#### ■ 「かかりつけ」に対する考え

##### あなたにとってどちらが「安心」ですか

- 病気の部位・種類や年齢にこだわらず、身近で何でも診てくれる「かかりつけ医」を持つ
- 病気の部位や種類ごとに医療機関を持つ

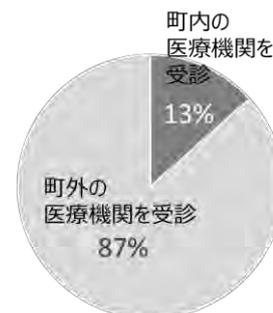


出典：平成27年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

#### ■ 国民健康保険加入者における町内の医療機関の受診状況

国民健康保険加入者の町内の医療機関の受診件数は、外来の全受診件数の約1割にとどまることがわかりました。

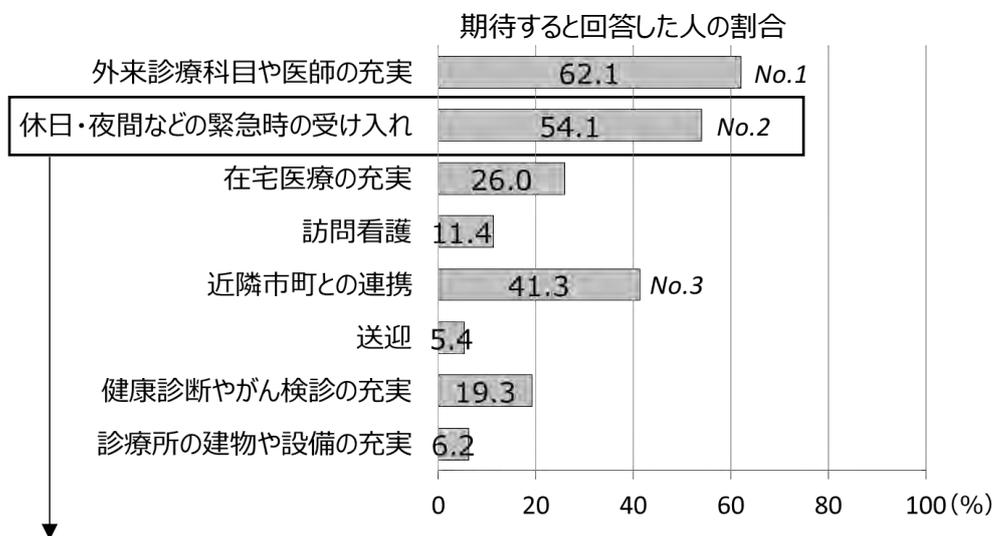
出典：町民生活課 平成27年度 国民健康保険加入者のレセプト件数



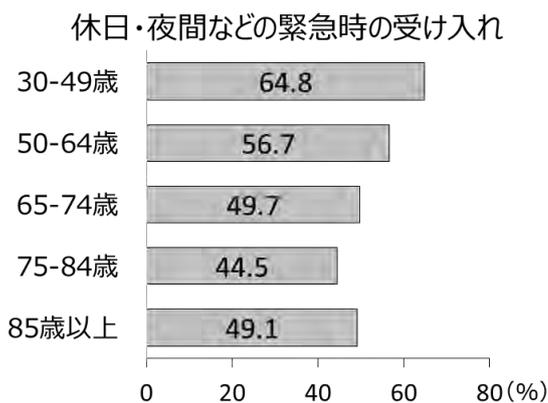
**解決の糸口 身近な場所で医療を受けやすい体制づくりが求められている**

国保診療所に期待することとして、「外来診療科目や医師の充実」「休日・夜間などの緊急時の受け入れ」などが上位にあがっています。医療を受けやすい体制づくりが求められていることがうかがえます。

■ 国保診療所に期待すること



年齢別にみると・・・



出典：平成27年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

年代別にみると、若い世代のほうが、より夜間や休日などの緊急時の受け入れを希望していることがわかりました。仕事で日中に病院にかかりにくいことや、子どもの急病時への不安感を反映しているのかもしれませんが。

## 重点目標 4 身近な「かかりつけ」を普及する

### めざす姿 町民それぞれが身近な「かかりつけ」を持つことができる『まち』

町民の多くは、「身近で何でも診てくれるかかりつけを持つほうが安心」「身近な所で医療を受けたい」と考えているにもかかわらず、身体の部位別・疾患別に医療機関を変えて受診している傾向があります。

その背景として様々な理由が考えられますが、特別な理由がある場合を除いて、町民は部位別・疾患別に医療機関を受診する意識を変える努力を、医療機関側はかかりつけとして選ばれるような努力をすることで、町民それぞれが身近な「かかりつけ」を持つことができる『まち』をめざします。



### 取り組みの 方向性

- ① かかりつけの啓発と、医療従事者と町民が親近感をもてるような関係性の構築
- ② かかりやすさの検討

#### ① かかりつけの啓発と、医療従事者と町民が親近感をもてるような関係性の構築

身近なかかりつけを普及するには、一人ひとりが、かかりつけの必要性を理解することや、町内の医療機関を身近に感じる必要があります。

そこで、広報や講座などを通して、かかりつけの必要性の理解を深めるとともに、医療従事者との距離も縮め、病気になったあとはもちろん、病気になる前から親近感を持てるような機会をつくります。



#### 取り組みに向けたアイデア

##### 真鶴町の地域と医療を考える会の開催

国保診療所では、医療・介護従事者と町民が顔の見える関係を構築することによって、気軽に相談できる関係性をつくることのできるよう、「真鶴町の地域と医療を考える会」を開催しています。今後も、健康福祉課と国保診療所が協力してこの活動を継続していきます。

##### 教育現場に医療関係者

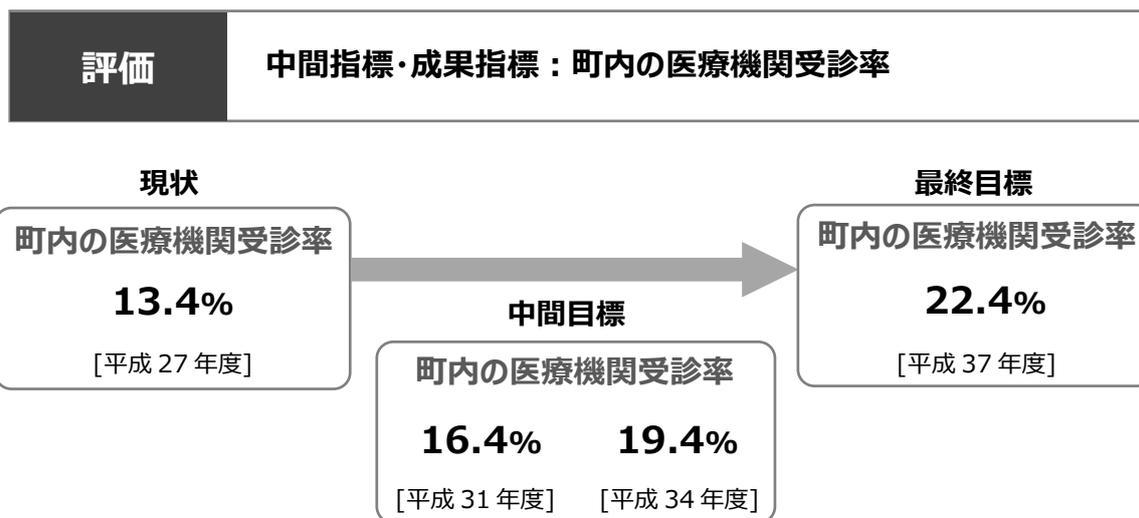
小・中学校の性教育、喫煙防止教育を含む薬物乱用防止教育、歯科保健教育などに、医師・歯科医師・看護師・薬剤師などの町内の医療従事者が積極的に関わることで、子どもたちや親が地域の医療機関を身近に感じられる機会をつくります。

## ② かかりやすさの検討

真鶴町では、通勤・通学のために約 3000 人もの方が町外に出ており、町内の医療機関にかかりたくても帰宅時には閉まってしまっているためかかれないという現状があります。一方で、休日急患診療として町の医療機関を開いても利用者が少ないという現状もあります。

そこで、以上のような現状を踏まえ、どのような形であれば、町民の皆様が「かかりやすい」のかを検討していきます。

また、何時に開き何時に閉まっているのかわかりづらいという声があるため、町の広報や、国保診療所つうしん、ホームページ、SNSなどを駆使して情報の発信も行っていきます。



身近な「かかりつけ」の普及度を測るものさしとして、町内の医療機関受診率（国民健康保険加入者における外来の受診件数に占める町内の医療機関の受診件数の割合）を用い、取り組みの成果を評価します。



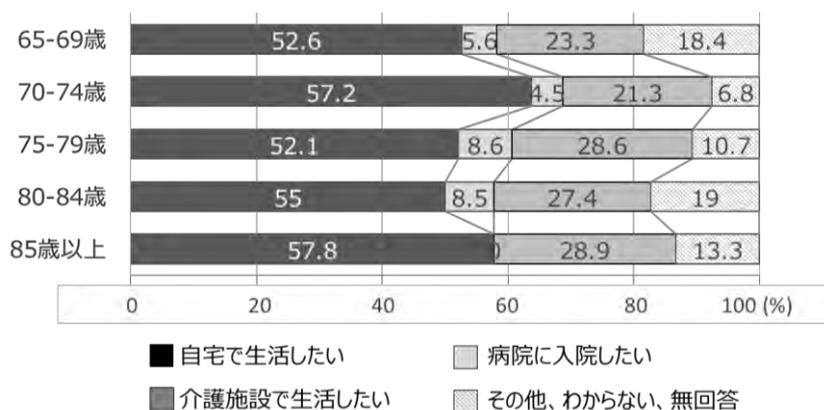
# 重点目標 5 在宅医療・介護を充実させる

## 課題

病気や介護が必要な状態になっても自宅で暮らしたいというニーズがある

高齢者の半数以上が、「病気や介護が必要な状態になっても、最後まで自宅で暮らしたい」と考えていることがわかりました。また、そうした気持ちを反映してか、多くの人が医療や介護の充実を求めていることがわかりました。

### ■ 病気や手助けが必要となった場合に望む生活の場



出典：第6期真鶴町 介護保険ニーズ調査

### ■ 高齢期を快適に暮らすために必要な支援や設備として重要と思うこと

各項目に対して必要と回答した者の割合 (%)

	段差の解消など 高齢者に 配慮した まちづくり	高齢者に 配慮した 住宅の整備	No.1 医療機関の 充実	虐待防止や 財産の保全など 権利を守る 対策	生活相談 窓口の 整備・充実	健康づくりへ の支援	No.3 寝たきりや 認知症の 予防対策
65-69歳	26.7	19.4	73.9	10	18.3	25.6	28.3
70-74歳	27.5	16.3	73	6.7	14.6	22.5	37.1
75-79歳	23.6	11.4	67.9	7.1	13.6	20	37.9
80-84歳	20.5	12	63.2	8.5	12.8	17.1	33.3
85歳以上	34.2	13.2	68.4	10.5	18.4	10.5	31.6
	生きがいづくり 社会参加の 推進	雇用・就業 機会の確保	世代間交流 の促進	身近な地域での 見守り・支え 合い活動の 推進	No.2 在宅サービス の充実	特養等の 施設整備	特にない
65-69歳	23.3	16.7	10.6	23.9	39.4	32.2	3.3
70-74歳	19.7	6.7	10.7	24.7	40.4	34.3	5.1
75-79歳	11.4	5	6.4	18.6	35.7	29.3	2.1
80-84歳	6	0.9	4.3	12	29.9	30.8	7.7
85歳以上	13.2	5.3	7.9	18.4	31.6	31.6	0

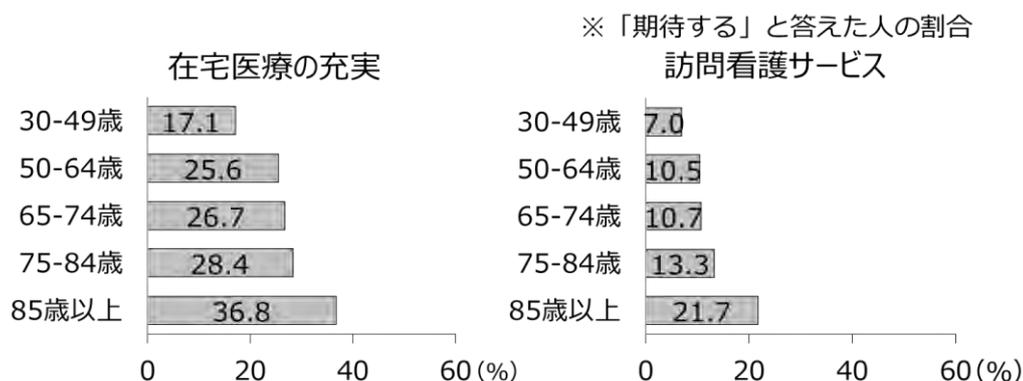
出典：第6期真鶴町 介護保険ニーズ調査

**解決の糸口**

**在宅医療の充実が求められているが、  
実際に在宅医療に切り替えるには不安を抱えている人も多い**

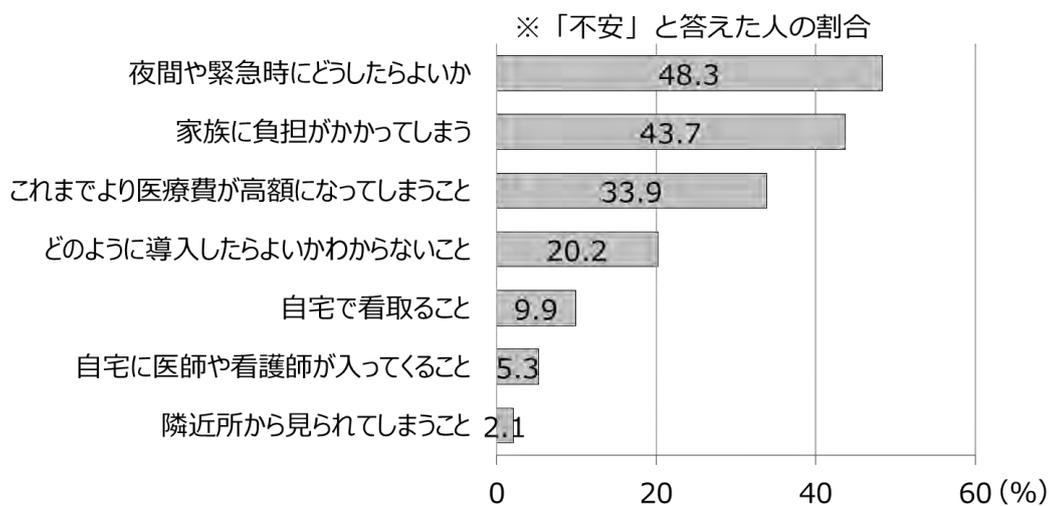
高齢な人ほど、在宅医療・介護の充実を求めており、85歳以上では約4割の人が在宅医療の充実を求めていることがわかりました。一方で、実際に在宅医療に切り替えるには、緊急時の対応をはじめ、多くの不安があることがわかりました。

■ **国保診療所に期待すること（再掲）**



出典：平成27年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

■ **入院や通院する医療から在宅医療に切り替える際に不安に感じること**



出典：平成27年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

## めざす姿

**病気や介護が必要な状態になっても、暮らしなれた家で生涯暮らし続けることができる『まち』**

真鶴町では、多くの人が、「病気や介護が必要になっても自宅で暮らしたい」と考えていますが、実際には、在宅医療・介護を支える環境は十分には整っておらず、切り替えるにはまだ不安が大きいという現状があります。

そこで、以下の取り組みを推進することで、病気や介護が必要な状態になっても、暮らしなれた家で生涯暮らし続けることができる『まち』をめざします。



**取り組みの  
方向性**

- ①在宅医療・介護に対する理解の促進
- ②在宅医療・介護サービスの充実

## ① 在宅医療・介護に対する理解の促進

在宅医療・介護については、当事者や関係者になるまでは関心がもちにくく、実際に必要となったときに、在宅医療や介護のことをよく知らないために、入院や施設入所という道しかないと考えてしまう人が少なくありません。また、在宅医療・介護が選択肢にあがっても、どのようなサービスがあるかなど、具体的なことを知らないために、様々な不安から在宅医療・介護を選択できないという場合もあります。

そこで、在宅医療・介護の実際を知る機会を充実させ、在宅医療や介護の理解を促進します。



## 取り組みに向けたアイデア

## 顔の見える医療・介護相談会

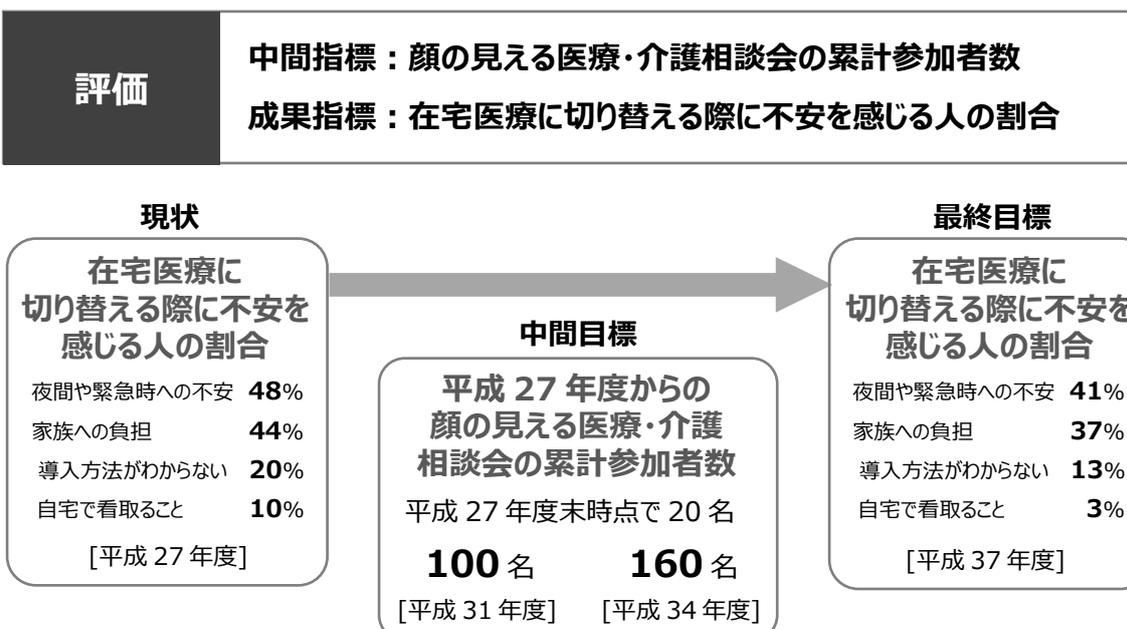
元気なうちに在宅医療・介護に関する情報を得ることで、実際に在宅医療や介護が必要になったときの選択肢が広げられるよう、真鶴町では、町の介護事業所や医療機関が集い、町民が地域の医療・介護従事者と気軽に相談できる「顔の見える医療・介護相談会」を開催しています。今後は、より多くの人に参加できるよう、内容や開催方法を検討していきます。

## ② 在宅医療・介護サービスの充実

国保診療所は、平成 25 年 12 月より、緊急時の連絡体制及び 24 時間対応可能な往診体制を確保し、訪問診療・在宅療養を支援する診療所となりました。今後は、在宅での診療及び療養を安全・円滑に行えるよう、緊急入院が必要な際の急性期病院（連携病院）との連携や、居宅介護支援事業所、訪問看護、訪問介護、及び調剤薬局などとの連携を図っていきます。

また、在宅医療を検討したいと思っている人が気軽に相談でき、情報提供を受けられるような在宅医療・介護に関する相談窓口をつくるなど、在宅医療に関する相談体制を充実させます。

介護サービスに関しては、これまで真鶴町では、医療や介護ニーズが高い人でも利用できる地域密着型サービスが充実していませんでした。そこで、現在、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を進めています。これにより、退院直後の在宅生活への移行がスムーズになり、また、病状が不安定なときでも在宅生活が継続しやすくなると考えられます。今後はさらに、訪問看護などの訪問系介護サービスの整備にも取り組みます。



中間指標には、顔の見える医療・介護相談会の累計参加者数を、成果指標には、在宅医療に切り替える際の不安を感じる人の割合を用い、取り組みの成果を評価します。

重

点

目

標

6

## 町内外の医療機関・介護施設が 協力し、医療や介護の質を高める

### 課題

町内外の医療機関との連携や専門職間の連携などを通じた、  
医療や介護の質の向上が求められている

医療資源が乏しい町だからこそ、町内外の医療機関との連携や、専門職間の連携を通じた医療や介護の質の向上が求められています。

#### ■ 町民のニーズ

真鶴町に望むこと（各種アンケート調査やヒアリングより）

町外の医療機関との連携や、利用可能な広域の医療・介護サービスに関する  
情報提供を求める声

- 検査は大規模病院で行い、検査データについては近隣のかかりつけの病院に  
伝達されるというシステムが整うといい
- 町の財政を考えると、医療・介護サービスの種類と質を維持・向上させるのは  
町単位だけでは無理があると思われる。近隣都市、県内外を含めてどこでどん  
なサービスが実施されていて、アクセス可能かの情報のネットワークを充実し  
てほしい

専門職間の連携を求める声

- 複数の医療機関にかかり数品目の薬を服用する際に、飲み合わせが悪い場合が  
あったり、薬と食べ物の組み合わせによって体に悪い作用が起こる場合があっ  
たりすると聞くので、薬剤師・医師などとの情報交換・情報提供を密にして  
ほしい

#### ■ 医療・介護サービス提供者の問題意識

- 医療機関、介護事業所の少ない中で、多職種間で情報交換が十分には行えて  
いるとはいえない

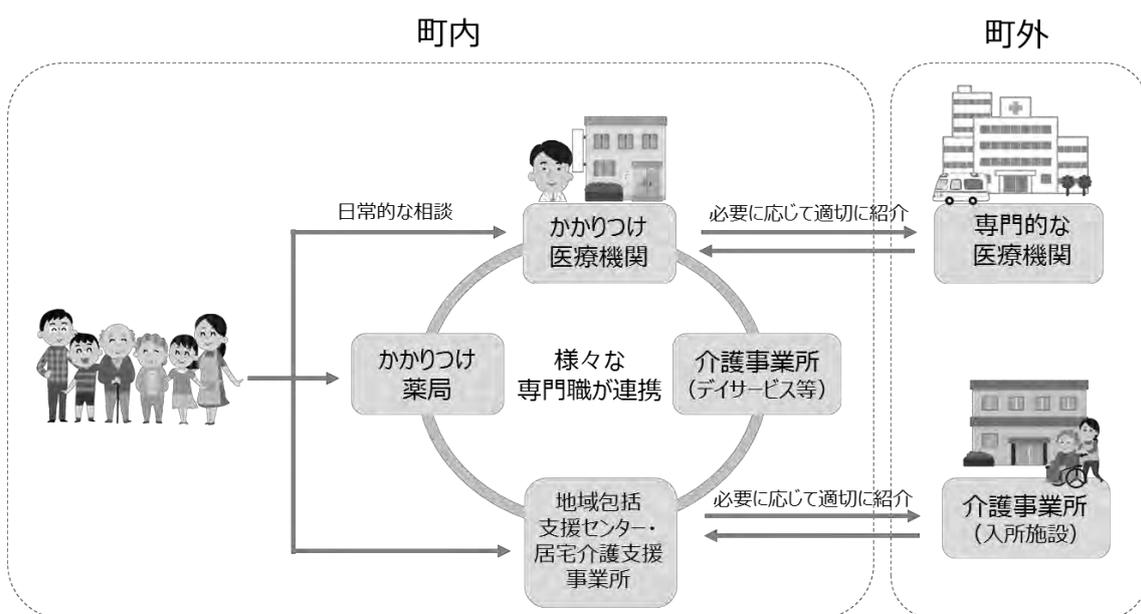
**めざす姿 「かかりつけ」を基点に、地域の医療機関との連携がとれた『まち』**

町内には、平成 28 年度時点で、2 つの診療所、3 つの歯科医院、9 つの介護事業所がありますが、小さな町で全ての機能を取り揃え、医療・介護を完結するには限界があります。

安心して医療・介護を受けられる『まち』にするには、「かかりつけを普及する（重点目標 4）」、「在宅医療・介護を充実する（重点目標5）」ことに加え、「かかりつけを基点に、町内外の医療機関が連携し合う」ことが必要不可欠です。

「日常的な診療や慢性疾患のコントロール、健康管理のアドバイスなどがかかりつけが行い、精密検査や専門的な治療を要する場合は病状に応じて高度の診療機能を持つ専門病院を紹介する」、そして、「急性期の治療後には、町内の医療機関で引き続き日々のケアを行う」、という循環が理想的な地域医療のあり方です。また、町の中の様々な専門職が連携し、一人ひとりに多様な視点で関わることで、医療や介護の質が高まり、生活の質も高まると考えられます。

真鶴町では、このような医療・介護の連携体制が整った『まち』をめざし、取り組みを進めます。



取り組みの  
方向性

## ①町内外の医療機関の連携体制の強化と、連携体制の見える化

## ①町内外の医療機関の連携体制の強化と、連携体制の見える化

町内や近隣の市町村にある医療機関や介護施設の連携を強化するとともに、各医療機関や介護施設がどのように連携しているのか、連携体制を見える化し、町民にわかりやすい形で情報提供を行います。



## 取り組みに向けたアイデア

## 地域ケア（事例検討）会議

真鶴町では、町内外の医療・介護などの専門職が集い、高齢者個人に対する支援の方法や、在宅生活を支えるための社会基盤の整備（地域づくり）について検討する「地域ケア（事例検討）会議」を平成28年度より開催しています。

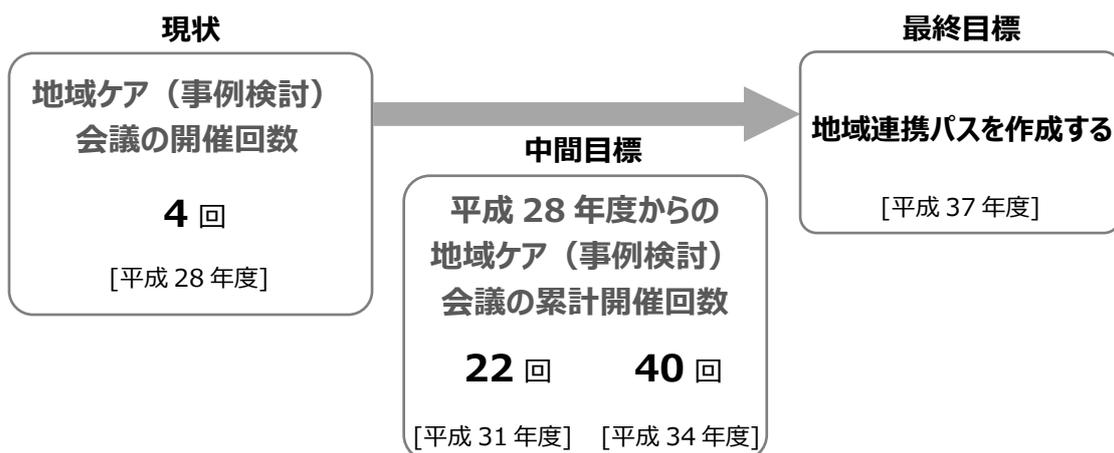
専門職同士が相互に情報を交換し、相談し合うことで、医療や介護の質を高め、町民の生活の質を高められるよう、今後も、真鶴町（地域包括支援センター）が中心となり、この会議を継続して実施していきます。



## 評価

中間指標：地域ケア（事例検討）会議の累計開催回数

成果指標：地域連携パスの作成



町内外の医療・介護施設間の連携の程度を測る指標として、地域ケア（事例検討）会議の累計開催回数を用い、中間評価を行います。

地域ケア会議を重ねることで、最終的には、地域連携パスを作ります。地域連携パスとは、地域で医療・介護に関わる人々がどのように連携し、チームとして病気や介護が必要になった人を支えていくかなど、専門職間の連携の仕方をマニュアル・チャート化し、わかりやすく示したものです。この連携パスにより、効率的な連携が可能となり、医療や介護の質の向上につながると期待されます。

### 3. 子育て・生活支援分野の重点目標と取り組みの方向性

## 重点目標 7 全町民を対象とした生活支援サービスを町民と共につくる

### 課題 1 子どもの一時預かりのサービスが求められている

アンケートやヒアリングから、子育て世代の多くが、真鶴町には「子どもを安心して預けられる環境が整っていない」と感じていることがわかりました。

#### ■ 未就学児・小学生（低学年）の親が必要としている地域環境（再掲）

子育てに必要な環境に関する自由記述を5つのカテゴリーに分類



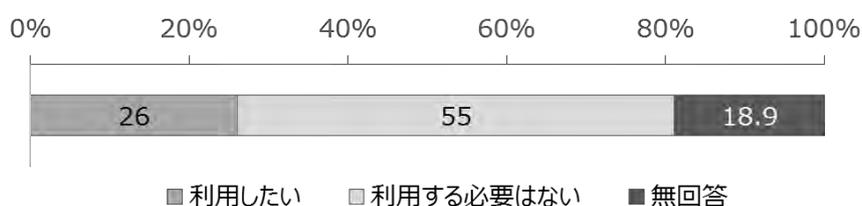
出典：平成 26 年度 真鶴町 子ども・子育て支援に関する調査

子育てに必要な環境についての回答例（各種アンケート調査やヒアリングより）

- 共働きの世帯が増えているので、子どもを安心して預けられる環境が増えてほしい。パートで働く事はできても正社員では働けない
- 一人親でも働きやすい環境をつくってほしい

## ■ 一時預かりなどの不定期サービスの利用希望

一時預かりなどのサービスを利用したいという割合は 3 割弱と少ないように見えますが、子どもを預けられる人が身近にいないといった方々にとって、こうしたサービスは必要なものであることがわかりました。



出典：平成 26 年度 真鶴町 子ども・子育て支援に関する調査

### 各種アンケート調査やヒアリングより

- 父親は単身赴任中で母親のみで子育てをしており、祖父母の支援は受けることができない。フルタイムで就労しており、土日も勤務がある。現在の保育事業ではとうてい不足。就労を継続することを何度もあきらめようとした
- 自分の体調が悪いときや買い物するとき、子育てに疲れてしまったときに、一時的に（2～3時間）でも預かってくれる場所があればよい
- 両親も親戚も近隣にいないし、子どもたちの父親も月～金曜日はほとんどいない状態なので、私が病気になるととても困る
- 子どものどちらかが病院へ行かなければならないときに、元気な子どもを病院へ行く間だけでも見てもらえたらすごく助かる（その他、就職活動の時など）

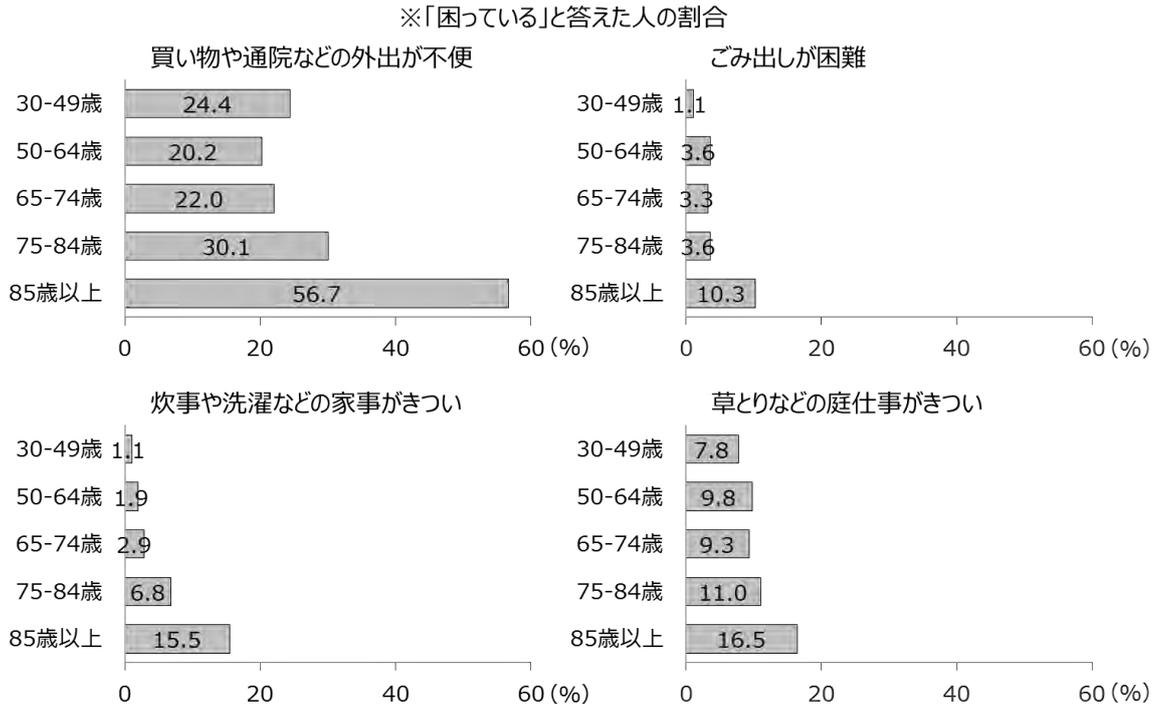


**課題 2 制度に左右されない生活支援サービスが求められている**

介護認定を受けていない人でも、身の周りのちょっとしたことに困っているという人は少なくないようです。特に、買い物や通院などの移動に関しては、85歳以上の約半数が不便と感じていることがわかりました。また、制度の狭間で介護認定が受けられずに困っている人がいることもわかりました。

現在、国では、膨らみ続ける社会保障費を抑制するために、軽度の要介護者に対するサービスの縮小を検討していますが、そうした動きに左右されず、誰もが使える生活支援のサービスが求められています。

■ 日常生活での困りごと



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

■ 制度の狭間でサービスが受けられずに困っているという声

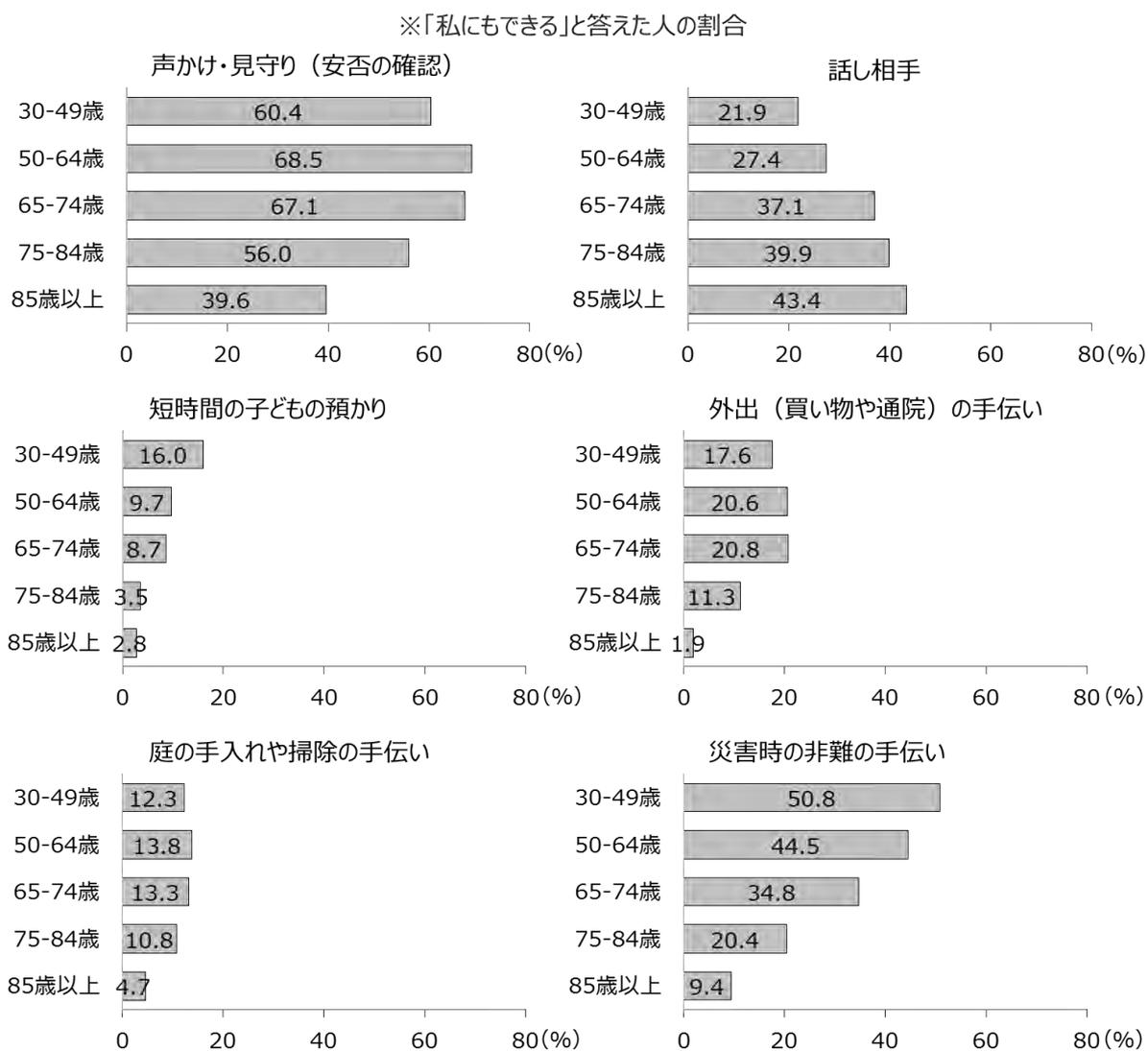
アンケート調査より

● 介護認定のボーダーラインにいる人たちがたくさんいます。自立できていない人たちへの支援を希望。相談にも耳を貸してほしい

## 解決の糸口 **こんなことなら私にもできる！**

世代によって内容は異なりますが、若い世代であれ、シニア世代であれ、日常生活のちょっとしたことならお手伝いできると思っている人は多いことがわかりました。

### ■ 「こんなことであれば私にもできる」と思うこと



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

めざす姿

困ったときに誰かが手を差し伸べられる『まち』

社会情勢の変化から、生活のしづらさや、ちょっとした困りごとを抱える人が増えてきています。そのような中、困りごとを抱えた人が孤立するのではなく、国の制度に左右されずに、誰かが何らかの形で手を差し伸べられる『まち』をめざします。

取り組みの  
方向性

①子育て支援・生活支援サービスの充実と、  
「困ってます」と「これならできます」をつなぐ仕組みづくり

①子育て支援・生活支援サービスの充実と、「困ってます」と「これならできます」をつなぐ  
仕組みづくり

共働き世帯や高齢者の単身世帯が増加する中、ゴミ出しや掃除、洗濯、見守りなどの生活支援サービスや、一時預かりなどの子育て支援サービスの必要性が高まっています。

一方で、人材不足や社会保障費の増大に伴う制度改正などにより、今後、専門家が提供する公的サービスのみでは対応が難しくなることが予想されています。

そこで、ちょっとした生活の困りごとに町民同士の助け合いで対応できるような仕組みをつくりまします。

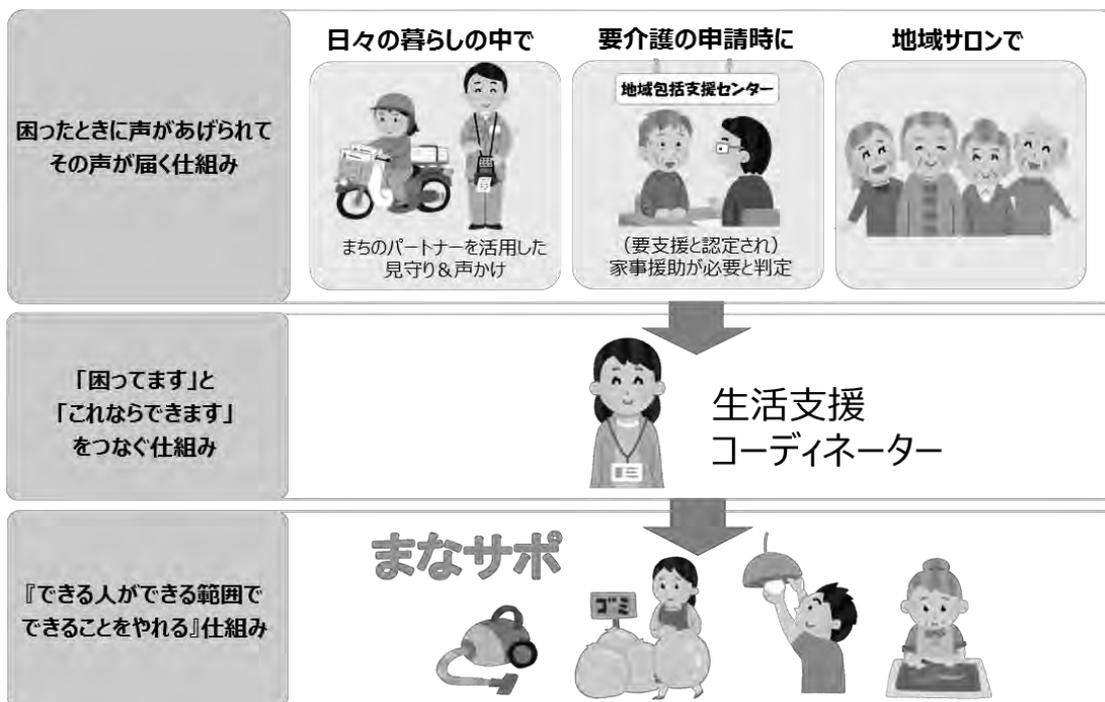


取り組みに向けたアイデア

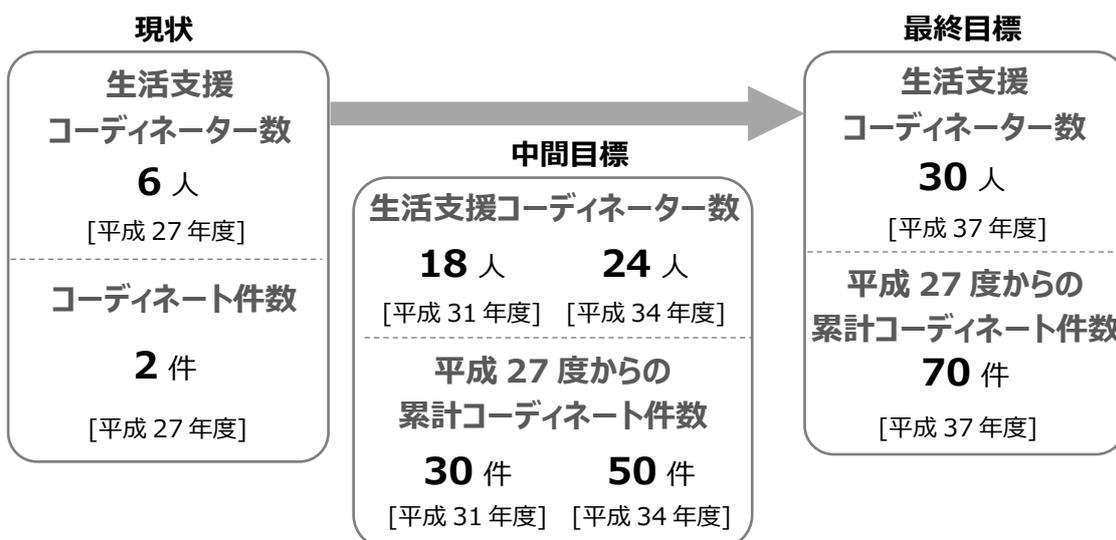
まなづる協力隊「まなサポ」の発足と、生活支援コーディネーターの配置

真鶴町には、ちょっとしたことならお手伝いできると考える人が多いことがわかりました。そこで、そのような思いを持った人が一定の研修を受け、ボランティアとして活躍できる仕組みとなる「まなサポ」を発足します。

また、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、「生活支援サービスや子育て支援サービスを利用したい」というニーズと、「退職後も働きたい、社会参加したい、ボランティア活動がしたい」というニーズをマッチングします。



**評価** 中間指標・成果指標：生活支援コーディネーター数  
累計コーディネート件数



生活支援コーディネーター数と、生活支援コーディネーターが「困ってます」と「これならできます」をつなげた件数（累計コーディネート件数）を取り組みの成果を測る指標として用います。

## 4. 地域福祉を推進する基盤づくりにおける重点目標と取り組みの方向性

### 重点目標 8 町全体で 支え合い・分かち合う「心」を育む

#### 課題

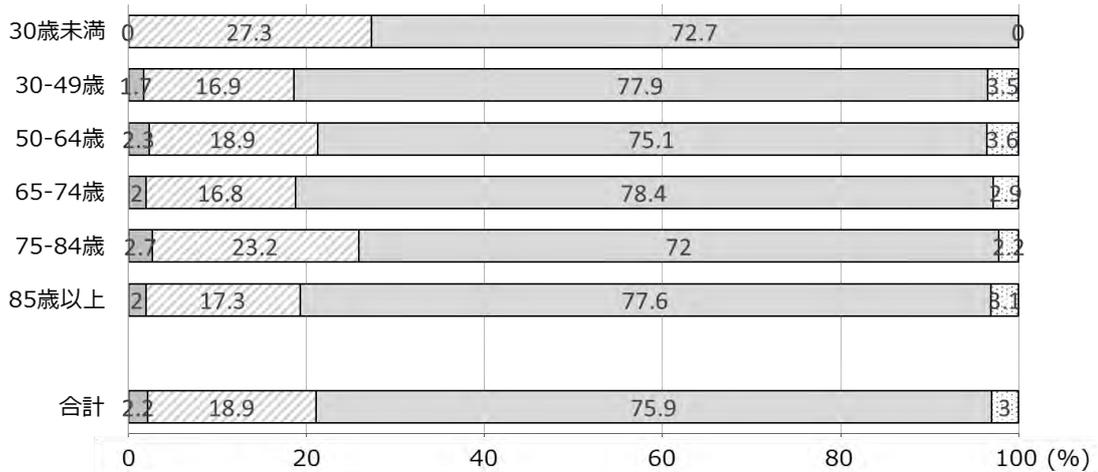
「福祉は行政の責任で行うべき」との考えがまだまだ残っている

町民の多くは、「福祉は行政と住民が協力しながら地域で支え合うべき」と考えているようですが、どの世代も約2割の人は、「家族や親戚が面倒をみればよい」または「行政の責任で行うべき」と考えていることがわかりました。

#### ■ 「福祉」のあり方

「福祉」のあり方はどのようにあるべきだと思いますか

- 福祉を必要とする人は、家族や親せきが面倒をみればよい
- 福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき
- 福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合うべき
- その他



出典：平成27年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

**めざす姿**

子どもから大人までが、福祉を特別なことや他人事として捉えるのではなく、自分事として捉え、共に行動できる『まち』

福祉に関することが自然と日常会話で飛び交うような『まち』

地域福祉を進めていくうえで、制度を整え、公的なサービスを充実するだけでは限界があります。地域に暮らす子どもから大人までが、様々な事情を抱えた町民の存在を受け止め、課題を共有しながら、「一人ひとりの問題」を「私たちの問題」と捉えなおし、共に行動できるように、支え合い・分かち合う心を育むことが大切です。

「支え合い・分かち合う心」とは、「違いを認める心」、「お互いさまの心」、「助け合う心」、そして、「地域の問題を自分事として捉える心」のことです。

真鶴町では、行政や学校、地域、福祉関係機関が連携して、このような心を育んでいきます。



取り組みの  
方向性

① 普段の暮らしを通じた地域や福祉に対する感性の醸成

① 普段の暮らしを通じた地域や福祉に対する感性の醸成

福祉教育が学校だけに留まらないよう、学校と地域が連携し、日常的な地域での交流・体験などを通じて、福祉に対する感性や支え合い・分かち合いの心を養います。



取り組みに向けたアイデア

誰もが参加できる福祉の講習や講座の開催

病気や障がいは特別なものではなく、いつでも誰にでも生じ得るものです。

町に住む多くの人が、病気や障がいについて知り、理解することが、共に暮らすことへの第一歩になります。

真鶴町では、社会福祉協議会などの関連機関と連携して、認知症サポーター養成講座などの福祉に関わる講座を開催し、それらへの参加を成人のみならず子どもや高齢者、事業所にも呼びかけます。



福祉の視点を取り入れた事業や学校教育の展開

学校や地域では運動会をはじめとする、様々な行事や事業が行われています。そのような真鶴町などが行う既存の事業や学校教育、地域行事などに福祉の視点を取り入れられるよう、各種事業の実施主体が工夫することで、福祉に関する学びの機会を充実します。

経験者の生の声を聴く機会の充実

支え合い・分かち合う心を育むためには、病気や障がいなどの様々な経験を持った町民やその家族と関わりを持ち、福祉が特別なものではないことや、支える側と支えられる側が相互に入れ替わることなどを学ぶ、豊かな経験の機会が重要になります。

そこで、町民や社会福祉協議会、健康福祉課などが協力し合い、地域サロンや日常的な交流の中で、病気や障がい、子育て、介護など、福祉に関わる体験を広く共有する機会をつくります。

### 子どもたちが地域の人や自治活動とふれあう機会の充実

真鶴町では、様々な地域活動が行われています。子どもたちに単に物事を教えるのではなく、子ども自身が町を知り、そうした地域活動や多様な経験をもつ町民とふれあう中で、学び感じ取ることも大切です。

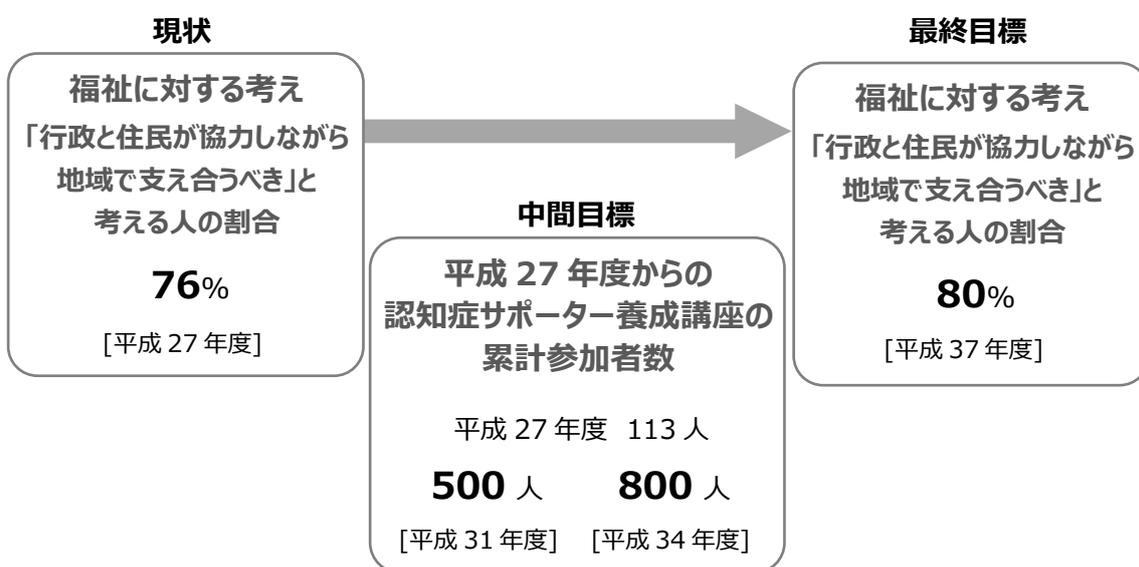
そこで、自治会や各種ボランティア団体、社会福祉協議会、教育委員会、健康福祉課などが連携し、子どもたちが地域活動やボランティア活動を行う人たちにふれる機会をつくります。



## 評価

中間指標：認知症サポーター養成講座の累計参加者数

成果指標：「行政と住民が協力しながら地域で支え合うべき」と考える人の割合



支え合い・分かち合いの心は、「違いを認める心」「お互いさまの心」「助け合う心」「地域の問題を自分事として捉える心」など、様々な意味を持ちますが、そのような心の醸成度を測る指標として、ここでは、「福祉を行政と住民が協力しながら地域で支えあうべき」と考える人の割合を用います。

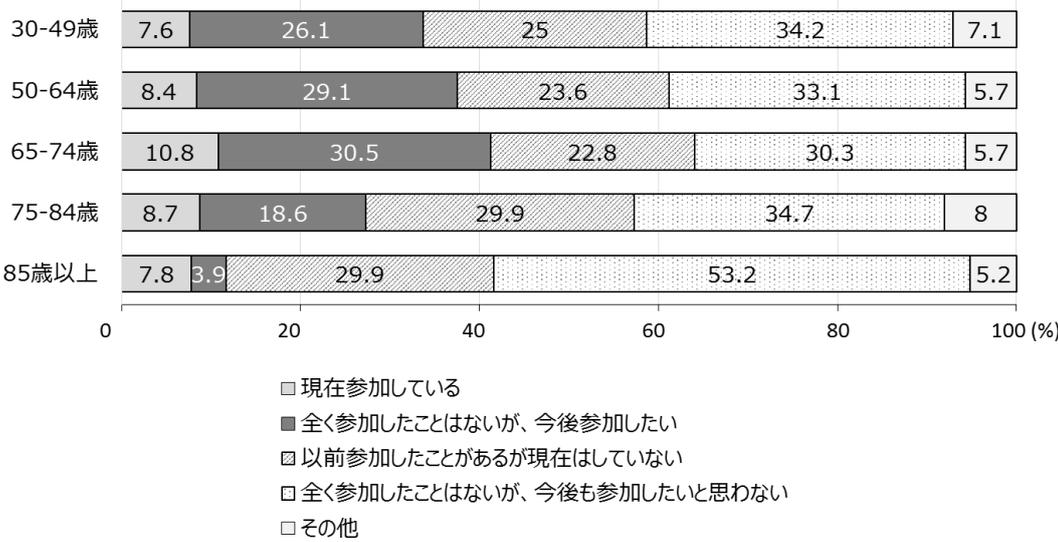
また、取り組みの中間的な到達度を測る指標として、認知症サポーター養成講座の累計参加者数を用います。

# 重点目標 9 “できること”を通じて支え合いにかかわる「人」の輪（和）を広げる

## 課題 1 町民パワーが眠っている

現在、ボランティアに参加している人は 1 割未満ですが、今後参加したいと考えている人は多いことがわかりました。

### ■ ボランティアへの参加状況と今後の意向



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

### ■ 地域活動やボランティア活動の担い手の隠れた原石

ヒアリングより

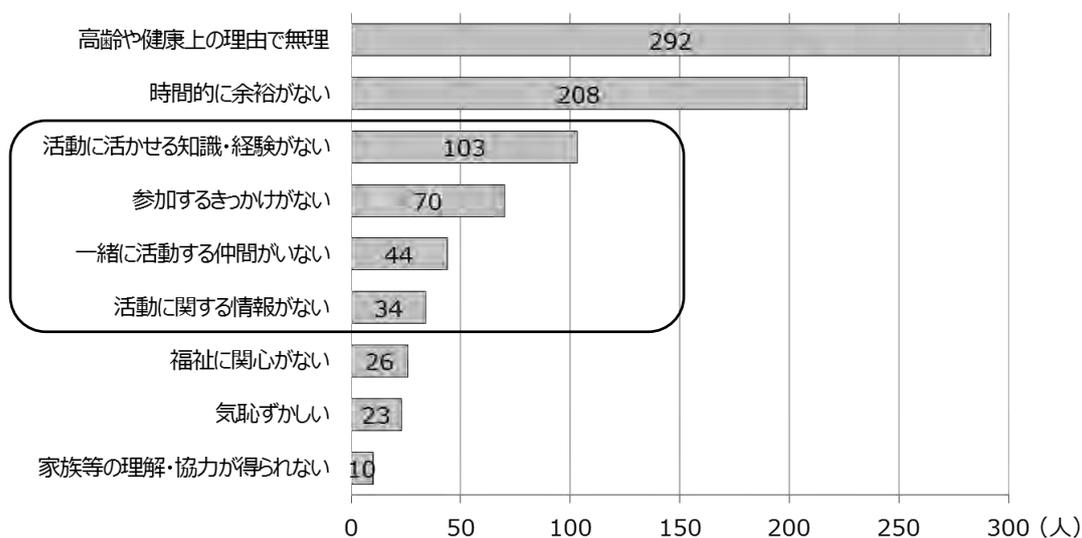
- 退職後、男性は引きこもってしまう。それを表に出すのは、定年退職する前の教育が必要
- 人材的にも優秀な人がいるのに、「もういい」と言う。本音ではない。キャリアを認めて是非にといえれば出てくる。キャリアをくすぐれば、出てくると思う
- 英語がペラペラだったり、日本料理の達人だったり、いろいろな能力を持っている人がいる。これは宝だなと思う。それをつなげば次に生かせる

## 解決の糸口

### あと一押しがあれば…もったいない

ボランティアに参加したくない理由の多くは、健康上によるものや時間的なものようですが、「活動に活かせる知識・経験がない」「参加するきっかけがない」「一緒に活動する仲間がない」「活動に関する情報がない」といった、あと一押しあれば活動につながりそうな理由も多いことがわかりました。

#### ■ ボランティアに参加しない理由



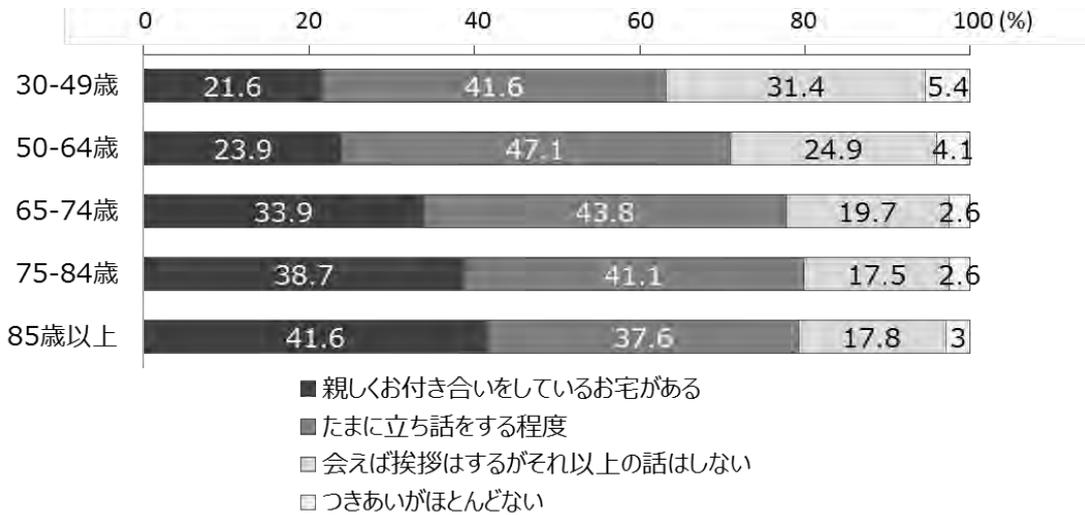
出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

課題 2 ご近所づきあいが希薄になりつつある

何も、ボランティアとして活動することだけが、福祉に関わるということではありません。ご近所での助け合いも、福祉活動の一つです。

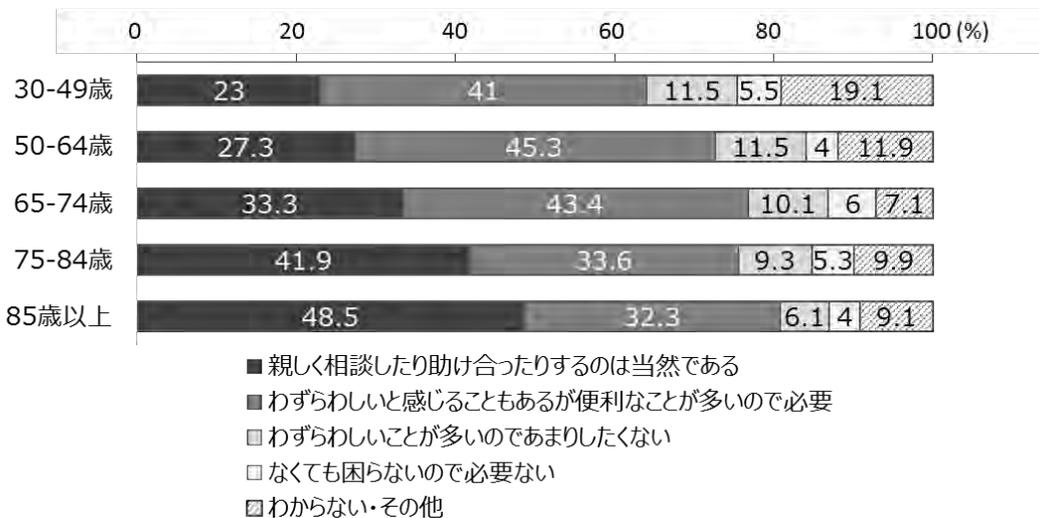
真鶴町には、ご近所づきあいや助け合いがまだまだ残っていますが、若い世代ではシニア世代に比べ、「ご近所の人と親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」と考える人が少なく、ご近所づきあいが希薄であることがわかりました。

■ ご近所の人とのおつきあいの程度



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

■ 近所づきあいに対する考え方



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

## めざす姿

自分に「できること」を通して、みんなが活躍できる『まち』

自分に「できること」を通して、ご近所同士で助け合える『まち』

地域における様々な課題に対処するには、豊富な経験を持つ高齢者や自治会、町内でボランティアとして活動する人など、多くの町民の力が不可欠です。また、ボランティアという形ではなくても、普段のおつきあいのなかで、近隣の人と助け合うことも大切な福祉活動の一つです。

誰もが支えられる側であり、支える側でもあるという視点から、ちょっとしたことであってもその人の個性や経験から培われた自分に「できること」を見つけ、それらを通して地域で活躍できる『まち』、ご近所同士で助け合える『まち』をめざします。

取り組みの  
方向性

【人の『輪』を広げる】

①地域活動やボランティア活動の担い手の掘り起こし

【人の『和』を広げる】

②日常的に助け合える関係性の構築

## ① 【人の『輪』を広げる】：地域活動やボランティア活動の担い手の掘り起こし

ボランティア活動に参加していない人の中には、活動したいけれども「活動に活かせる知識・経験がない」「参加するきっかけがない」「一緒に活動する仲間がない」「活動に関する情報がない」といった理由で一歩を踏み出すことに躊躇している、という人も少なくありません。

そこで、こうした方々の後押しができるよう、福祉の魅力に気づき、活動するための学びの機会を充実させます。



## 取り組みに向けたアイデア

## ボランティア入門講座、地域デビュー講座などの開催

社会福祉協議会や健康福祉課が中心となり、ボランティア入門講座や地域デビュー講座を開催します。

## ② 【人の『和』を広げる】：日常的に助け合える関係性の構築

「和」には、互いを大切にし、協力し合う関係にあるという意味があります。

「和」を広げること、つまり、日常的に助け合える関係性を構築しておくことが、災害時や万が一のときのセーフティネットにもなります。

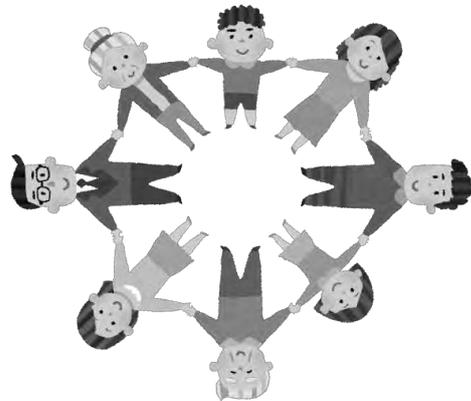


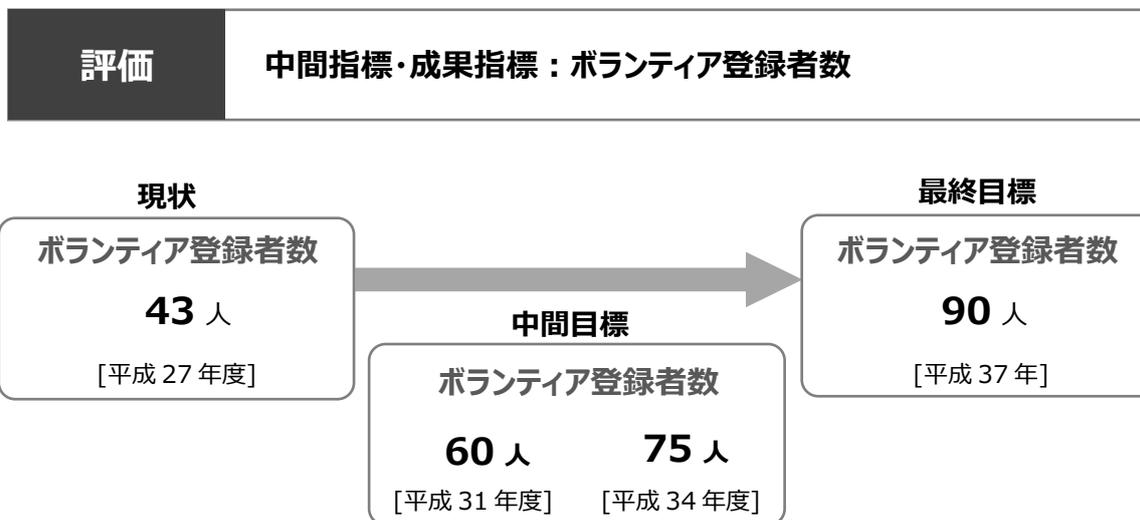
## 取り組みに向けたアイデア

## 顔の見える関係づくり

地域で支え合い・分かち合う関係をつくるには、その前段として、地域の人たちが「顔の見える関係」であることが必要です。「顔見知り」「知り合い」になった先に、「支え合う」「分かち合う」関係をつくることができると考えられます。

そこで、町民は、日常的に気軽にできる「あいさつ」や「声かけ」、地域の集まりや行事への参加を積極的に行います。





“できること”を通じて支え合いにかかわる「人」の輪の広がりを、社会福祉協議会に登録されているボランティアの登録者数を指標として評価します。



重

点

目

標

10

## 支え合い・分かち合える 「地域」の仕組みをつくる

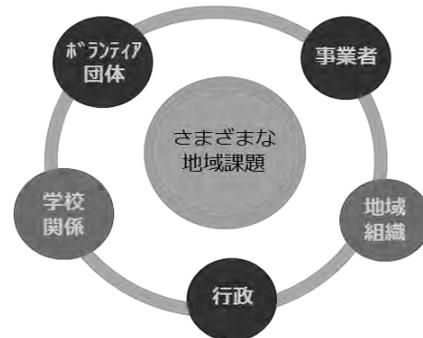
### 課題 1

#### 多様な地域の担い手が協働するためのプラットフォームが必要とされている

地域課題が多様化・複雑化する中、公的サービスのみでは解決できない問題が増えてきています。

行政だけではなく、自治会や老人クラブなどの地域組織やボランティア団体、各種事業者、学校関係者など、様々な地域の担い手が町の課題やビジョンを共有し、協働することで、多様な地域課題の解決が可能になると考えられます。

支え合い、分かち合うコミュニティ



時代の流れが大きく変化する今、協働を可能にする、地域コミュニティの「プラットフォーム（ネットワークを支える土台）」が必要とされています。

#### 福祉の基盤づくり部会のワークショップより

- ボランティア団体、自治会、生徒会、PTA、生きがい事業団、商工会、民生委員など、地域で活動している様々な団体の中心メンバーが集まればいい。顔を知り、何をやっているかを知ること、どことどこがつながるとニーズにこたえられるかが見えてくる
- 課題や情報を共有できる場が欲しい
- 町の姿勢をみんなが知れる場や機会があるといい

#### ヒアリングより

- 支え合い・分かち合う『まち』のヒントはゆるやかな集合体、ゆるやかなネットワークだ

## 課題 2

### 地域の支え合いの中心となる場所づくりが求められている

真鶴町では、町民同士の交流の場や支え合いの場づくりとして、平成 27 年度より地域サロンのモデル事業を進めてきました。地域のきずなが希薄化する中、地域の人たちが集う場、気軽に集まれる場が求められており、そのような場として地域サロンが様々な役割を果たすことが期待されています。現在は、西地区のみで開催されていますが、今後、他の地区にも広がっていくことが望まれます。



#### 福祉の基盤づくり部会のワークショップより

- 地域サロンが日常的な経験を伝えていく場、お互いの情報を交換する場にもなるのではない
- サロンが大きな家族を感じられる場所になったらいい
- 地域サロンはみんなが参加でき、みんなの意識を高められる場所になると思うが、一ヶ所では難しい。空き家を利用して、拠点を広げる必要がある
- サロンは有効だが、各自治会でサロンをつくっていくという姿勢ができていない

#### ヒアリングより

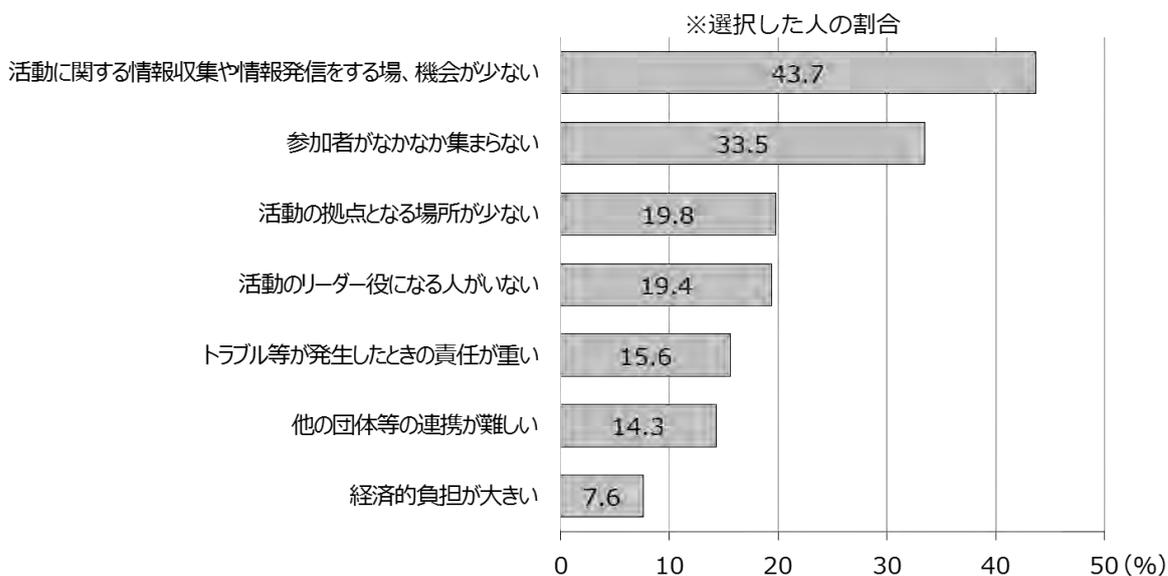
- 子どもの居場所は重要だ
- お母さんはママ同士のネットワークがあるかもしれないが、お父さんにはない
- 今は核家族の時代でつながりが求められている。つながれる場所があれば世代間でバラバラに浮いている人がつながれるのではない

**課題 3 地域活動やボランティア活動を支える環境づくりが求められている**

すでに活動している人や団体をもっと活動しやすくなるためには、人材のネットワーク化や、ヒト・コト・ハコ（人材・行事・場所）に関する情報の集約、安心して活動できるためのバックアップ体制の整備（各団体をつなぐ、活動に対する相談にのる、活動に役立つ情報提供を行う、などのボランティアセンターとしての機能をもった機関の整備）が必要であることがわかりました。

**■ ボランティアや地域活動の担い手を取り巻く環境と、活動を促進するうえでのニーズ**  
ヒアリングや福祉の基盤づくり部会のワークショップより

- 他の団体（特に福祉以外の分野の団体）の活動が見えづらい
- 社会福祉協議会や教育委員会がそれぞれ関係団体を把握しているが、情報が集約されていない。例えばお互い知り合う、冊子に情報が集約されるなどできたらいい
- 活動している団体・人の横のつながりをつくる必要がある
- いろいろやっている人同士のつながりも少ない。ネットワークをつくり、キーパーソンをつなぐこと、こんな能力を持っている人がいるという情報をワンストップでつなぐことが重要ではないか
- どこに問い合わせたらいいのかわからず、何かを始めるときはあちこちにかけめぐらなければならない
- 活動に関して相談に乗ってくれるような窓口があるといい
- 町では様々な行事が行われており、何かしようと思ったらバッティングしてしまう。情報が担当課に分かれて存在しているので、それぞれに聞きに行かなければならない。場所の情報についても同様



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

## 課題4-1

### 「困ってます」や「困ってますに気づきました」の声があげられ、その声が届く仕組みが求められている

困りごとを抱える人や、困りごとを抱える人に気づいた人たちなど、だれもが安心して相談できる窓口が必要とされていることがわかりました。

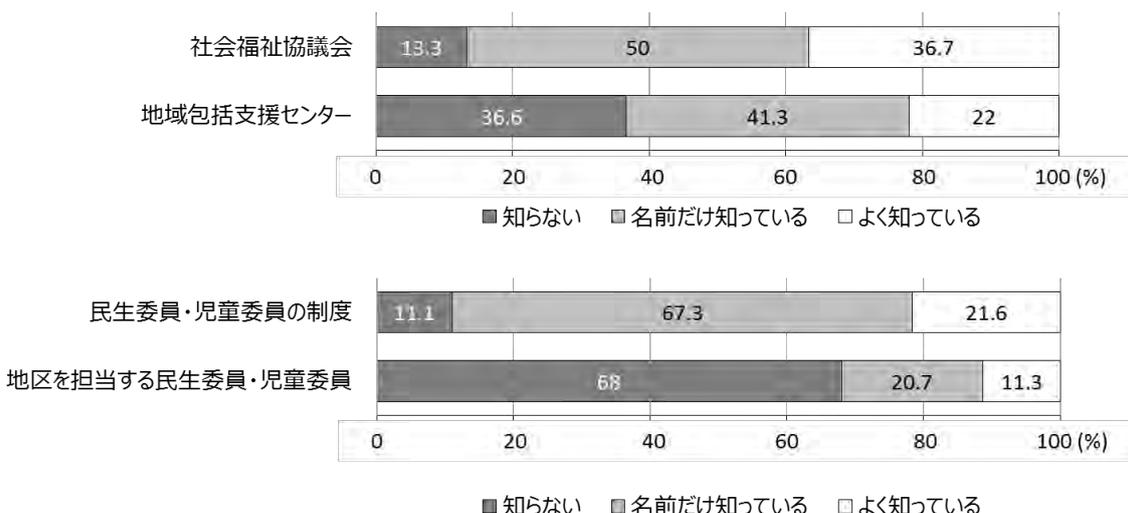
一方で、真鶴町には、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの相談窓口や民生委員・児童委員といった相談体制がありますが、それらが十分に認知されていないようです。

#### ■ 相談窓口に対するニーズ

各種アンケート調査やヒアリング・福祉の基盤づくり部会のワークショップより

- 困ったときの相談窓口があればと思います
- 町の窓口を広くし、安心して頼れる、そして小さなことにも気軽に相談できるよう切に望む
- 子育てをする人が一人で悩みを抱えこまず、相談できたり、悩みを打ちあけたりできる場がほしい
- 介護に関する情報の必要性を感じているがどこで入手できるのか。ケアマネジャーの存在すら知りません。真鶴町は老人が多いのに、その方面のサービスはないと思っていました
- 困っている人に気づいた人が声をあげられることも大切。どこに相談に行けばいいのか、窓口となるところを知らない人が困っている。もっとPRが必要

#### ■ 社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員・児童委員の認知度



出典：平成27年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

## 課題4-2 福祉に関する様々な情報を届ける仕組みが求められている

保健、医療・介護、福祉の基盤づくりのいずれの部会においても、真鶴町では「情報」を全町民に確実に伝える手段がないことが課題としてあがりました。

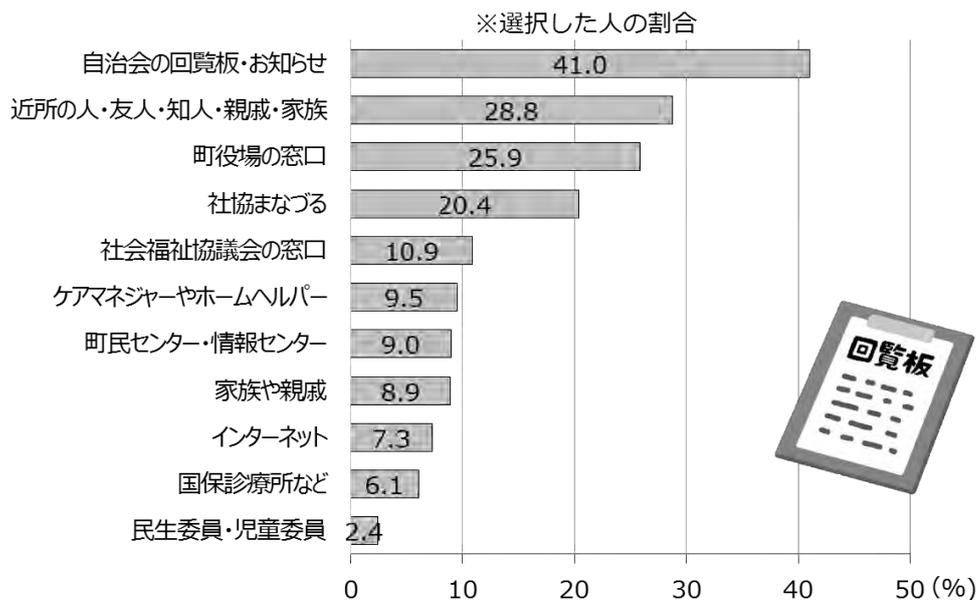
特に、若い世代ほど情報を得る手段がわからない人が多いようです。

### ■ 全町民に情報を伝えるべきでない

福祉の基盤づくり部会のワークショップより

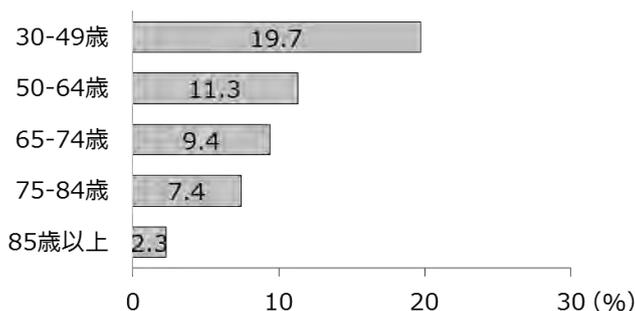
- 町の広報は新聞折り込みで配布しており、新聞をとっていない人には届かない
- 自治会の回覧板でも広報を回しているが、自治会の加入率は減ってきている

### ■ 福祉サービスに関する情報の入手先や入手方法



出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

### ■ 情報を得る方法がわからない人の割合

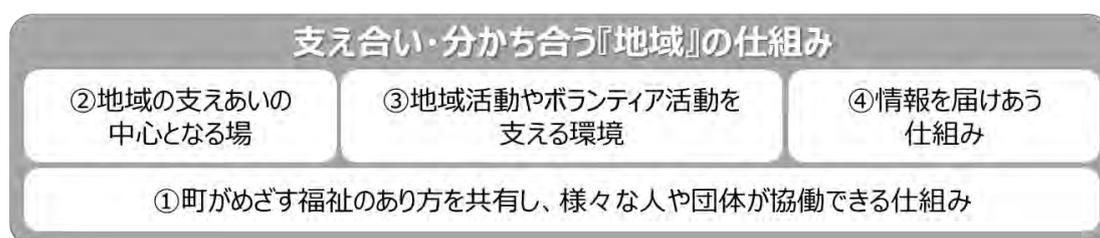


出典：平成 27 年度 真鶴町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査

## めざす姿

## 支え合い・分かち合える地域の仕組みを持った『まち』

地域の支え合い・分かち合いを活発にするには、支え合いの『心』を培い、行動を起こせる『人』を育むだけでなく、思いを持った人が実際に行動に移し継続して活動ができるような、支え合い・分かち合いの活動を促す『地域』の仕組みが必要です。そこで、下図に示す4つの仕組みを持った『まち』をめざします。



## 取り組みの方向性

- ① 町がめざす福祉のあり方を共有し、様々な人や団体が協働できる仕組みづくり
- ② 地域の支え合いの中心となる場づくり
- ③ 地域活動やボランティア活動を支える環境づくり
- ④ 情報を届けあう仕組みづくり

## ① 町がめざす福祉のあり方を共有し、様々な人や団体が協働できる仕組みづくり

行政をはじめ、地域組織やボランティア団体、各種事業者、学校関係者など、様々な地域の担い手がバラバラにではなく同じ方向を向いて取り組むことで、多様な地域課題の解決が可能となると考えられます。そこで、協働を可能にする地域コミュニティの「プラットフォーム」として、様々な地域福祉の担い手が一堂に会した意見交換の場をつくります。



## 取り組みに向けたアイデア

## 様々な地域福祉の担い手が一堂に会した意見交換会の開催

健康福祉課や社会福祉協議会が中心となり、地域組織、様々なボランティア団体、学校関係者、商工会など、地域福祉に関わる団体が一堂に会し、めざすべき姿の実現に向けて話し合う機会「オール真鶴円卓会議（仮称）」をつくります。

## ② 地域の支え合いの中心となる場づくり

気軽に立ち寄り、おしゃべりしたり、お茶を飲んだりして気楽に楽しく憩えるような、子どもから高齢者までが安心して過ごせる居場所をつくります。

そうした場は、地域とつながる場となり、やがては住民参加の基盤となり、困ったときの生活支援にも結びつくなど、ご近所同士の身近な助け合いの拠点にもなることが期待されます。



### 取り組みに向けたアイデア

#### 地域サロンの展開

町民が協力し合い、町内の複数の場所に地域サロンをつくり、町民同士の交流や福祉活動の拠点とします。健康福祉課や社会福祉協議会は、サロンの立ち上げや運営をバックアップします。

## ③ 地域活動やボランティア活動を支える環境づくり

地域活動やボランティア活動などを行っている人や団体が、より活動しやすく、継続して活動できるようにするには、活動を支えるサポート体制が必要です。

そこで、社会福祉協議会を中心に、そのような環境づくりに取り組みます。



### 取り組みに向けたアイデア

#### 各団体や活動体のネットワークづくりと、ヒト・コト・ハコ・モノに関する情報の集約

社会福祉協議会が中心となり、各団体や活動体をつなぐゆるやかなネットワークをつくります。また、真鶴町で活動している人の情報、行事や場所の空き状況などの情報を集約します。

#### 安心して活動できるためのバックアップ体制の整備

社会福祉協議会に相談窓口をつくり、必要に応じてコーディネーターが相談支援や情報提供を行います。また、ボランティア保険やボランティア登録の周知なども行います。



#### ④ 情報を届けあう仕組みづくり

「困ってます」の声があげられることは、支え合い・分かち合える地域の大切な要素の一つです。また、福祉に関する様々な情報が入手できることは、福祉活動に参加するうえでも、福祉サービスを利用するうえでも、必要不可欠なことです。

そこで、「困ってます」の声や福祉に関わる様々な情報を届けあう仕組みを整えます。



#### 取り組みに向けたアイデア

##### 相談窓口の周知

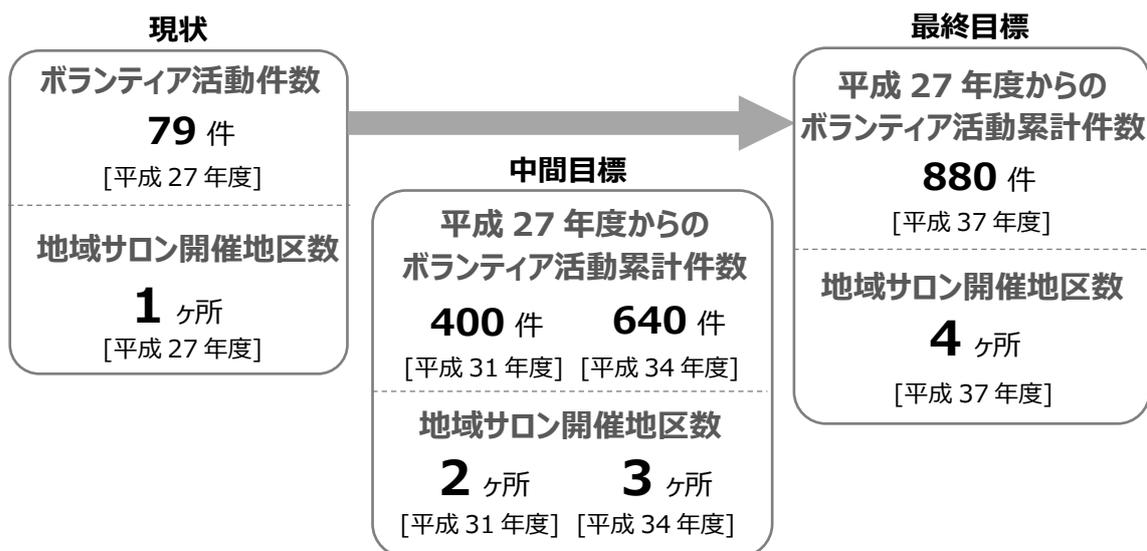
安心して相談できる場の存在を知ることによって、「困ってます」の声があげやすくなります。そこで、相談窓口となる地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員は、その活動内容が周知できるよう広報活動を行います。

##### 複数の伝達手段を活用した情報の発信

若者や高齢者では、得意とする情報の入手方法が異なります。多様な世代に情報を届けられるよう、掲示板やメルマガ、回覧板など、複数の伝達手段を活用します。

#### 評価

#### 中間指標・成果指標：ボランティア活動累計件数 地域サロン開催地区数



町民が中心となった支え合い・分かち合い活動の活発度を、ボランティア活動累計件数や地域サロン開催地区数を指標に用いて評価します。

計画の推進のために

## 第4章

## 1. 進行管理の体制

### ① 真鶴町地域福祉計画推進協議会

計画を円滑かつ着実に推進していくために、社会福祉関係団体などで構成する「真鶴町地域福祉計画推進協議会」を設置します。

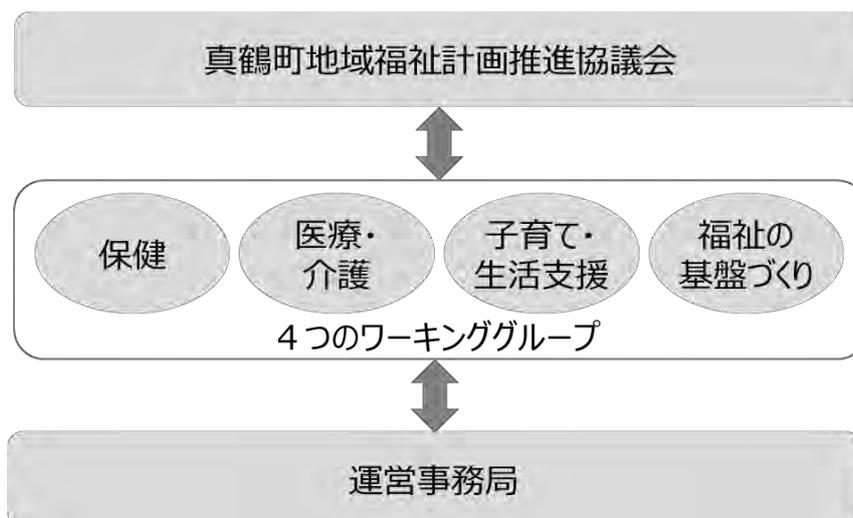
この協議会では、計画推進に必要なワーキンググループを立ち上げます。また、町民との連携を図りながら、計画の進捗状況の確認や取り組みの評価を行います。

### ② 4つの分野ごとのワーキンググループ

町民参加のもとに真鶴町の地域福祉を推進するために、「保健」、「医療・介護」、「子育て・生活支援」「地域福祉を推進する基盤づくり」の分野ごとに、町民や行政、専門機関等のメンバーで構成するワーキンググループを立ち上げ、重点目標に対する具体的な取り組みの方針などを検討します。

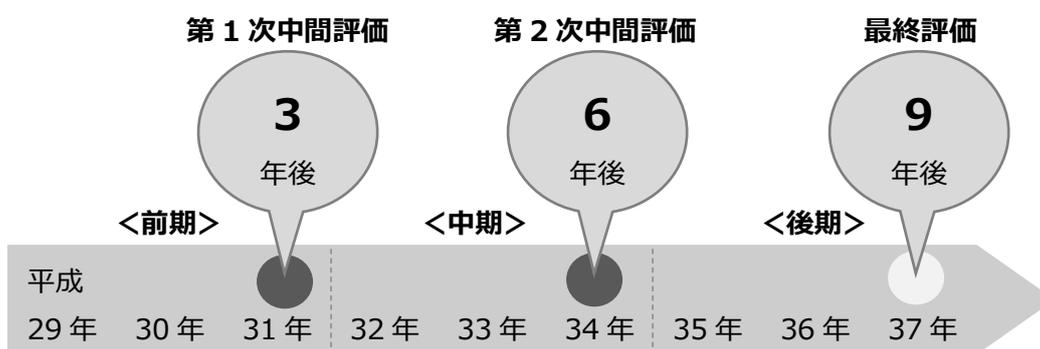
### ③ 運営事務局

運営事務局は、行政、社会福祉協議会、国保診療所で構成します。真鶴町地域福祉計画推進協議会やワーキンググループの事務局を担い、話し合いをするための準備、各会議間の調整、計画の進行管理など、全体の調整を行います。



## 2. 進行管理の方法

介護保険制度の見直しが3年に1度行われるなど、私たちを取り巻く社会環境は刻一刻と変化しています。そこで、こうした社会状況の変化に素早く対応できるよう、また、目標達成に向けて着実に計画を推進できるよう、計画期間を前期（3年）、中期（3年）、後期（3年）に分け、各期の間には中間評価を行い、必要に応じて計画の一部修正や重点事業の再設定などを行います。



前期末にあたる平成31年、及び、中期末にあたる平成34年には、中間評価を行います。中間評価では、真鶴町や社会福祉協議会、国保診療所が保有するデータを活用し、10の重点目標それぞれに対して掲げている中間目標値を指標に、取り組みの成果を評価します。

最終年度にあたる平成37年度には、最終評価を行います。最終評価では、既存データを活用するほか、町民を対象としたアンケート調査などを実施して9年間の取り組みの評価を行い、第2次計画の策定につなげていきます。

# 資料編

## 1. 真鶴町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び109条の規定に基づく地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を策定するために、真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関することを協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政及び教育関係の職員
- (2) 真鶴町社会福祉協議会
- (3) 地域医療関係団体関係者
- (4) 地域福祉関係団体関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報償等の支給)

第7条 委員が委員会の会議に出席するときは、予算に定める範囲内で報償を支給することができる。ただし、委員が地方公共団体の職員であるときは、報償を支給しないものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、真鶴町健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

## 2. 真鶴町地域福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

要綱区分		所属等	役職	氏名
1	行政及び 教育関係の 職員	真鶴町	副町長	◎青木 剛
		真鶴町教育委員会	教育長	牧岡 努
2	真鶴町社会 福祉協議会	真鶴町社会福祉協議会	会長	○青木 巖
3	地域医療 関係団体 関係者	公益社団法人 地域医療振興協会	副理事長兼 地域医療研究所 所長	山田 隆司
		真鶴町国民健康保険診療所	管理者兼所長	若杉 尋
		地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究 センター	センター長	中村 正和
4	地域福祉 関係団体 関係者	真鶴町民生委員児童委員 協議会	会長	横山 公
		真鶴町自治会連合会	会長	三木 邦身
5	その他町長 が必要と 認める者	真鶴町老人クラブ連合会	会長	青木 又一
		真鶴町商工会	事務局長	山崎 良一
		学識経験者	前社会福祉協議会 理事	高橋 良治

※ ◎は委員長 ○は副委員長

### 3. 真鶴町地域福祉計画作業部会名簿

#### <保健部会>

(敬称略)

区分	所属等	役職等	氏名
町民	保護者代表	PTA会長	刀称 由美子
	保健推進委員		古谷 弘美
	いろどり会	会長	力石 みゆき
行政及び 教育関係の 職員	真鶴町健康福祉課	副課長兼保健係長	上甲 新太郎
		主任保健師	竹下 加代子
		主任保健師	大竹 郁子
		管理栄養士	室伏 千秋
	真鶴町健康福祉課 地域包括支援センター	主査兼社会福祉士	谷 幸拓
	真鶴町町民生活課	主事	石田 皓幸
	真鶴町企画調整課	副主幹兼渉外係長	卜部 直也
真鶴町教育委員会教育課	副主幹兼 学校教育係長	小野 真人	
真鶴町社会 福祉協議会	真鶴町社会福祉協議会	事務局長	松永 亮
		生活支援 コーディネーター	長谷川 恵美
医療・介護 関係団体 関係者	真鶴町国民健康保険診療所	管理者兼所長	若杉 尋
		事務局長	川合 直人
	リハビリセンター楽動	管理者	河野 圭介
	地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究 センター	研究員	嶋田 雅子
		研究員	野藤 悠
	非常勤	土居 国明	

<医療・介護部会>

(敬称略)

区分	所属等	役職等	氏名
町民	真鶴町民生委員児童委員協議会	副会長	田邊 裕誠
		民生委員	宮西 悦子
行政の職員	真鶴町健康福祉課	副課長兼保健係長	上甲 新太郎
		主任保健師	小野 奈々
真鶴町社会福祉協議会	真鶴町社会福祉協議会	事務局長	松永 亮
		主事補	高野 拓弥
医療・介護関係団体関係者	真鶴町国民健康保険診療所	管理者兼所長	若杉 尋
		事務局長	川合 直人
	こしみず歯科医院	院長	小清水 一雅
	吉田薬局	薬剤師	吉田 道代
	(株)ココカラファインヘルスケア調剤事業部	関東地区統括薬局長	滝沢 健太
		南関東地区統括薬局長	宮前 聡
		薬局長	田中 秀侑
	地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センター	研究員	野藤 悠
	居宅介護支援事業所 マミープラン	ケアマネジャー	黒澤 範子

<子育て・生活支援部会（支え合い・分かち合い委員会）>

（敬称略）

区分	所属等	役職等	氏名
町民	真鶴町民生委員児童委員協議会	会長	横山 公
	真鶴町自治会連合会	会長	三木 邦身
	真鶴町老人クラブ連合会	会長	青木 又一
	真鶴町商工会	事務局長	山崎 良一
	学識経験者	前社会福祉協議会理事	高橋 良治
行政の職員	真鶴町健康福祉課	参事兼課長	細田 政広
		副課長兼介護係長	松本 一彦
真鶴町社会福祉協議会	真鶴町社会福祉協議会	会長	青木 巖
		事務局長	松永 亮

<福祉の基盤づくり部会>

(敬称略)

区分	所属等	役職	氏名
町民	駄菓子屋ちるどれん		青木 和美
	真鶴まちなーれ実行委員会	実行委員長	卜部 美穂子
	貝類博物館サポーターズ		中村 恭子
	ヤブタ建設不動産旅行部		永島 絢子
	真鶴町民生委員児童委員協議会	主任児童員	脇山 亜子
	西自治会	会長	伴野 芳久
	真鶴出版	共同代表	川口 瞬
	真鶴未来塾	理事	玉田 洋
行政及び 教育関係の 職員	真鶴町健康福祉課	副課長兼保健係長	上甲 新太郎
		副課長兼介護係長	松本 一彦
		主任保健師	大竹 郁子
		管理栄養士	室伏 千秋
	教育委員会教育課	副課長兼指導主事	後藤 由多加
真鶴町社会 福祉協議会	真鶴町社会福祉協議会	事務局長	松永 亮
		主事補	高野 拓弥
医療福祉 関係団体 関係者	真鶴町国民健康保険診療所	事務局長	川合 直人
	NPO 法人ドネルモ	事務局長	宮田 智史
	地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究 センター	研究員	嶋田 雅子
		研究員	野藤 悠
		非常勤	土居 国明

#### 4. 策定スケジュール

年月	作業内容	委員会など
平成 28 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施</li> <li>・ 既存データの収集</li> <li>・ ヒアリング調査の実施</li> </ul>	
4 月		
5 月		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ分析と課題の整理</li> </ul>	
7 月		
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画骨子案の作成</li> </ul>	第 1 回福祉の基盤づくり部会ワークショップ° (26 日)
9 月		第 1 回保健部会ワークショップ° (26 日) 第 2 回福祉の基盤づくり部会ワークショップ° (27 日)
10 月		第 2 回保健部会ワークショップ° (13 日) 第 3 回福祉の基盤づくり部会ワークショップ° (24 日)
11 月		第 1 回医療・介護部会ワークショップ° (2 日) 第 3 回保健部会ワークショップ° (22 日) 第 4 回福祉の基盤づくり部会ワークショップ° (22 日) 第 1 回合同部会ワークショップ° (22 日)
12 月		第 2 回医療・介護部会ワークショップ° (14 日) 第 1 回地域福祉計画策定委員会 (20 日)
平成 29 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画案の調整</li> <li>・ 概要版の作成</li> </ul>	第 4 回保健部会ワークショップ° (24 日)
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの実施</li> <li>・ 計画全編の調整</li> </ul>	
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画書最終案の作成</li> <li>・ 概要版の作成</li> </ul>	第 2 回地域福祉計画策定委員会 (14 日)

---

---

## 真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：真鶴町・真鶴町社会福祉協議会

編集：真鶴町健康福祉課

発行年月：平成 29 年 3 月

真鶴町健康福祉課

住所：〒259-0202

神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1

TEL 0465-68-1131

社会福祉法人 真鶴町社会福祉協議会

住所：〒259-0201

神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 475 番地の 1

TEL 0465-68-3313

---

---